

# 平成27年度各会計

## 決算審査特別委員会会議録

- ・ 招 集 平成28年10月21日
- ・ 開 会 平成28年10月21日
- ・ 閉 会 平成28年10月21日

大空町議会決算審査特別委員会

# 決算審査特別委員会会議録

1 応招委員は次のとおりである。

1 番 上 地 史 隆                      6 番 松 田 信 行

2 番 田 中 裕 之                      7 番 齋 藤 宏 司

3 番 原 本 哲 己                      8 番 松 岡 克 美

4 番 沢 出 好 雄                      11 番 深 川 昇

5 番 品 田 好 博

2 不応招委員は次のとおりである。

3 出席委員は応招委員と同じである。

4 欠席委員は不応招委員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	代表監査委員
		監査委員
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	建設課参事
総務課	参事	地域振興課長
住民課	長	住民福祉課長
福祉課	長	総務課主査
福祉課	参事	
教	育	長
生涯学習課	長	生涯学習課参事
生涯学習課	参事	
農業委員会	事務局	長
監査委員会	事務局	長
選挙管理委員会	事務局	長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	代表監査委員	近藤克郎
		監査委員	後藤幸太郎

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
総合支所長	菊地教男	産業課参事	中村直樹
会計管理者	丹治健	建設課長	佐藤幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	地域振興課長	伊藤裕幸
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	平田義和
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛
生涯学習課参事	福田和義		

4. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

5. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成28年10月21日

大空町議会決算審査特別委員会

委員長 松田信行

(開会 午前10時00分)

**◎開会の宣言、委員長挨拶**

◇**委員長** おはようございます。

ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

ここで一言御挨拶を申し上げます。

さきの第3回定例会において、本特別委員会に付託されました平成27年度の大空町各会計歳入歳出決算の認定に係る審査については、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を測定し、評価をする極めて重要な意味があります。

審議は、慎重かつ能率的に進め、次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう審査を進めたいと思いますので、皆様の御協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

**◎開議の宣告、諸般の報告**

◇**委員長** ただちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

大槻事務局長。

◇**事務局長** 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席委員は、9名全員であります。

なお、沢出委員から早退する旨の届け出がありますので、御報告いたします。

以上でございます。

◇**委員長** これで諸般の報告を終わります。

**◎日程及び審査方法の協議**

◇**委員長** 審査日程中の特別委員会の期日及び決算審査の方法協議についてを議題とします。

事務局長から協議事項について説明させます。

大槻事務局長。

◇**事務局長** 決算審査特別委員会議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

ローマ数字Ⅰ 特別委員会の期日及び決算審査の方法協議についてであります。

1の特別委員会の期日につきましては、10月21日、本日1日と想定しております。審査の結果、さらに審査日数が必要となる場合は、日時を新たに設定する協議

をお願いすることとなります。

次に、2の決算審査の方法であります。

一般会計、各特別会計及び監査委員審査意見書の説明につきましては、①認定第1号から認定第8号までの8件を一括して上程いたしまして、順次説明を求めたいと思います。その際に報告及び主要な施策の成果を説明する書類など、提出調書等の関係書類を含めて説明を求めるといたします。

最後に②監査委員による各会計歳入歳出決算審査意見書について説明を求めたいと思います。

(2) 一般会計各特別会計及び監査委員審査意見書の質疑であります。一般会計につきましては、歳入歳出を別に行います。

各特別会計につきましては、特別会計ごとに歳入歳出を一括して行います。なお、債権放棄の報告に関する質疑も含むものとします。

基金の運用状況調書、財産に関する調書は、2つの事項を一括して行います。その後、監査委員の決算審査意見書の質疑を行います。

最後に総括質疑を行います。総括質疑の中では、主要な施策の成果を説明する書類並びに平成27年度大空町健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告を含むことといたします。

質疑につきましては、同様な質疑の重複を避けて能率的に行い、定められた期限内に終了するように御協力をお願いいたします。

3の採決は、全部の質疑が終結した後に行い、採決の方法につきましては、別途協議をさせていただきたいと思います。

議案書1ページの中段ローマ数字Ⅱは、説明の順序であります。

2ページのローマ数字Ⅲは、質疑の順序であります。

2ページ中段ローマ数字Ⅳ採決、認定第1号から認定8号までの採決であります。先ほど申し上げましたが、方法につきましては別途協議とさせていただきます。

特別委員会の期日及び決算審査の方法協議についての説明は、以上でございます。

**◇委員長** ただいま事務局長から説明案のとおり進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◇委員長** 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

### ◎認定第1号ないし認定第8号

**◇委員長** ただいまから、本委員会に付託されました「認定第1号 平成27年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について」から「認定第8号 平成27年度大空

町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件を一括して審査します。

平成27年度大空町一般会計及び各特別会計決算書及び関係書類並びに監査委員の決算審査意見書の説明を順次議題といたします。

なお、主要な施策の成果を説明する書類で、この際説明を要するものがあれば、その都度説明を求めます。

基金の運用状況調書、財産に関する調書についてもあわせて説明を求めます。

最初に「認定第1号 平成27年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について」の説明を求めます。

藤田総務課長。

**◇総務課長** 平成27年度大空町各会計歳入歳出決算書の13、14ページをお開き願います。

一般会計の歳入歳出決算です。はじめに歳入について説明申し上げます。前年度と大幅な増減があった場合の要因、収入未済額、繰越明許費についてご説明申し上げます。

1款1項1目 町民税の個人、1節 現年課税分は、収納率が99.7%で、126万502円の収入未済額があります。未納者は48件で、本年9月末現在の収入済額は、27万1,230円、完納者は9件となっています。

2節 滞納繰越分は、394万133円の収入未済額があります。未納者は62件で、9月末現在の収入済額は59万3,531円、完納者は9件となっています。また、地方税法の規定により、時効によるもの1件で、1万872円を不納欠損しております。

2目 町民税の法人、1節 現年課税分は、収納率が99.8%で、12万円の収入未済額があります。未納者は2件で、本年9月末現在の収入済額はありません。

2節 滞納繰越分は、1万2,831円の収入未済額があります。未納者は1件で、9月末現在、全て完納となっています。また、地方税法の規定により、滞納処分することができる財産がなく執行停止の期間が3年を経過したもの1件5万5,000円を不納欠損しております。

2項1目 固定資産税、1節 現年課税分は、収納率が99.7%で、157万3,600円の収入未済額があります。未納者は29件で、9月末現在の収入済額は3万500円、完納者は3件となっています。

2節 滞納繰越分は、1,242万6,020円の収入未済額があります。未納者は26件で、9月末日現在の収入済額は43万3,900円、完納者は4件となっています。また、地方税法の規定により、滞納処分することができる財産がなく執行停止の期間が3年を経過したもの3件38万1,600円を不納欠損しており

ます。

3項1目 軽自動車税、1節 現年課税分は、収納率が99.7%で、7万2,200円の収入未済額があります。未納者は10件で、9月末現在の収入済額は1万1,200円、完納者は2件となっています。

2節 滞納繰越分は、13万9,900円の収入未済額があります。未納者は8件で、9月末現在収入済額は2万800円、完納者は1件となっております。また、地方税法の規定により、滞納処分することができる財産がなく執行停止の期間が3年を経過したものの2件、2万4,800円を不納欠損しております。

次に、2款1項1目1節 地方揮発油譲与税ですが、ガソリンに課せられる税の内42%が道路の面積と延長で市町村に譲与されるものです。燃料価格の低減に伴いガソリン取引量は増加傾向となり、5,582万4,000円譲与され、前年度より319万4,000円増額となっております。

2項1目1節 自動車重量譲与税ですが、自動車重量税の1,000分の407が道路の面積と延長で市町村に配分されるものです。自動車販売台数、登録台数の増加等により、1億2,795万7,000円譲与となり、前年度より482万1,000円増額となっております。

15、16ページです。

上段の3項1目1節 航空機燃料譲与税ですが、航空機燃料税の9分の2の内、5分の4が市町村へ譲与されるものです。航空機発着便数の増加による航空機燃料税収入の増額等に伴い、2,802万6,000円譲与となり、前年度より、663万1,000円増額となっております。

下段になりますが、6款1項1目1節 地方消費税交付金ですが、地方消費税の2分の1が人口と従業者数で市町村に交付されるものです。26年4月に税率が改定となり、交付金算定において税率改定分が反映されたのは26年度は10カ月分でしたが、27年度から12カ月分となったことや、消費の増加などにより、1億6,015万3,000円交付となり、前年度より6,288万9,000円増額となっております。

17、18ページです。

上段の8款1項1目1節 自動車取得税交付金ですが、自動車取得税の66.5%相当額が市町村に交付されます。自動車販売台数の増加等により、2,788万3,000円交付となり、前年度より609万5,000円増額となっております。

10款1項1目1節 地方交付税ですが、全体で41億9,345万6,000円交付となり、前年度より1,040万5,000円減額となっております。普通交付税では、地方の自主性、主体性を最大限発揮し、地方創生に取り組むため新たに算入された人口減少等特別対策費で約1億円増額となりましたが、地域経済の再生・雇用対策費で約5,000万円、過疎債償還額の減少等により公債費で約4,000



万円が減額となるなど38億1,695万1,000円の交付で、前年度より1,074万6,000円減額となっております。また、特別交付税は、前年度より34万1,000円増額の3億7,650万5,000円であります。

下段の12款1項1目 農林水産業費分担金の1節 農業基盤整備事業分担金で、5,434万2,460円の収入未済額があります。旧東藻琴村で実施しました国営福栄地区畜産基地事業に係る受益者分担金1件で、9月末現在の収入済額はありません。

2節 農地災害復旧事業分担金の節の金額と調定額に差があります。節の金額370万円全額が、27年度国の補正予算の採択を受け農地災害復旧費として、28年度へ繰越しているためであります。

19、20ページです。

上段の13款1項2目 民生使用料の2節 児童福祉使用料で、35万9,480円の収入未済額があります。保育所保育料4件、32万4,080円、副食費1件、3万5,400円が未納となっており、9月末現在の収入済額は保育所保育料で8万5,140円、完納者は2件、副食費はすべて完納となっております。

下段の6目 土木使用料の4節 住宅使用料で1,095万1,555円の収入未済額があります。町営住宅使用料20件、176万1,342円、町営住宅駐車場使用料5件1万3,017円、単身者住宅使用料2件、25万1,000円、滞納繰越分33件、892万6,142円となっており、9月末現在の収入済額は、1,68万7,318円で、完納者は10件となっています。また、債権管理条例の規定により、時効によるもの3件、318万4,587円、居所不明によるもの1件、5万4,843円、債務者の破産によるもの2件、58万5,433円、合計6件、445万4,863円を不納欠損しております。

21、22ページになります。

上段の7目 教育使用料の1節 教育総務使用料で、女満別高等学校寄宿舎使用料に38万9,500円の収入未済額があります。未納者は2件で、9月末現在の収入済額はありません。

3節 幼稚園使用料で、6万817円の収入未済額があります。幼稚園保育料3件、3万627円、預かり保育所保育料2件、3万190円で、9月末現在の収入済額は、幼稚園保育料で2万6,700円、完納者は2件、預かり保育所保育料で、1万1,090円、完納者は1件となっております。

中段の3目 衛生手数料の1節 清掃手数料で3万5,000円の収入未済額があります。し尿処理手数料に係るもので、未納者は3件、9月末現在の収入済額は7,000円で、完納者は1件となっています。

23、24ページになります。

中段の14款1項4目 災害復旧事業費国庫負担金の1節 公共土木施設災害復

旧事業費国庫負担金の節の金額と調定額に差があります。3,266万7,000円のうち864万円が27年度国の負担金事業の採択を受け、道路橋りょう災害復旧費として、28年度へ繰越しているためであります。

2項1目 総務費国庫補助金の1節 総務管理費補助金の節の金額と調定額に差があります。4,494万3,000円のうち560万円が27年度国の補正予算の採択を受け、行政情報化事業として28年度へ繰越しているためであります。

2目 民生費国庫補助金の1節 社会福祉費補助金の節の金額と調定額に差があります。4,115万5,000円のうち2,772万3,000円が27年度国の補正予算の採択を受け年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業として、28年度へ繰越しているためであります。

25、26ページです。

上段の3節 児童福祉費補助金の節の金額と調定額に差があります。

877万6,000円のうち50万7,000円が27年度国の補正予算の採択を受け、子ども・子育て支援事業として、28年度へ繰越しているためであります。

4目 教育費国庫補助金の1節 小学校費補助金の節の金額と調定額に差があります。1,344万5,000円のうち1,259万円が、27年度国の補正予算の採択を受け、東藻琴小学校大規模改修事業として、28年度へ繰越しているためであります。

6目 災害復旧事業費国庫補助金の2節 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の節の金額と調定額に差があります。678万5,000円全額が27年度国の補正予算の採択を受け、農地災害復旧費として28年度へ繰越しているためであります。

27、28ページになります。

中段の5項1目 地域住民生活等緊急支援交付金の予算現額欄、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額に4,732万8,000円があります。1節の地域住民生活等緊急支援交付金で、26年度国の補正予算により地域消費喚起生活支援型事業として6事業1,650万円、地方創生先行型事業として13事業3,127万8,000円を27年度へ繰り越したためであります。

6項1目1節 地方創生加速化交付金の節の金額と調定額に差があります。1,282万6,000円全額が27年度国の補正予算の採択を受け、地域連携地場産品海外輸出促進事業として80万円、地域連携長いも高付加価値化推進事業として1,080万円、地域連携インターンシップ活用労働力確保事業として122万6,000円を28年度へ繰越しているためであります。

29、30ページになります。

下段の15款2項4目 農林水産業費道補助金の予算現額欄、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額に1億6,535万円があります。1節の農業費補助金で26年

度国の補正予算により強い農業づくり事業として、27年度に繰り越したためであります。なお、事業費の確定により調定額・収入済額に差が生じております。

31、32ページになります。

下段の7目 商工費道補助金の予算現額欄、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額に200万円があります。1節の商工費補助金で26年度国の補正予算によりくじ付プレミアム商品券事業として、27年度へ繰越したためであります。

33、34ページです。

中段の16款1項1目 財産貸付収入の2節 建物貸付収入で3万9,000円の収入未済額があります。教員住宅使用料で、未納者は1件、9月末現在の収入済額は5,500円となっております。

35、36ページです。

上段の2項1目 不動産売払収入の2節 土地売払収入の節の金額と調定額に差があります。主に分譲宅地の売払いで8区画を見込んでおりましたが、9区画売れたことにより増額となったものです。

2目1節 物品売払収入の節の金額と調定額に差があります。

不用物品売払代で、更新しました塵芥収集車が見込みより高く売払いとなったこと、また最終処分場で使用しておりましたショベルローダ2台が故障し、修繕に高額のコストがかかることから売払いしたため増額となったものです。

37、38ページになります。

上段の19款1項1目 繰越金の予算現額欄、継続費及び繰越事業費繰越、財源充当額に1,187万9,000円あります。26年度国の補正予算により、27年度へ繰り越している事業に係る一般財源であります。

20款1項1目1節 延滞金で3万7,621円の収入未済額があります。未納者は21件で、9月末現在の収入済額1,932円、完納者は2件となっています。

3項1目1節 貸付金元利収入で、高齢者住宅整備資金返還金41万8,004円の収入未済額があります。未納者は1件で、9月末現在の収入済額は、1万7,680円となっています。

4項2目1節 違約金及び延納利子で、3万6,500円の収入未済額があります。町営住宅使用料の履行遅延による延滞金6件1万6,500円、資源物売払代の履行遅延による延滞金1件、2万円となっております。9月末現在の収入済額はありません。

39、40ページになります。

上段の8目1節 給食費で、13万2,194円の収入未済額があります。未納者は19件で、9月末現在の収入済額は、6万8,794円、完納者は15件となっています。

10目1節 雑入で、177万8,410円の収入未済額があります。過年度住宅屋根材飛散防止応急工事代金1件、45万3,800円と女満別高等学校寄宿舎給食

費3件、132万4,610円となっており、9月末現在の収入済額はありません。

41、42ページになります。

中段の11目1節 弁償金で45万8,083円の収入未済額があります。町営住宅の火災による弁償金1件で、9月末現在の収入済額はありません。

21款1項1目 総務債の4節 情報セキュリティ強化対策事業債の節の金額と調定額に差があります。節の金額560万円全額が、27年度国の補正予算の採択を受け行政事務情報化事業として、28年度へ繰越しているためであります。

43、44ページになります。

5目 教育債の1節 学校施設整備事業債の節の金額と調定額に差があります。2億3,300万円のうち3,310万円が、27年度国の補正予算の採択を受け、東藻琴小学校大規模改修事業として、28年度へ繰越しているためであります。

45、46ページになります。

7目 災害復旧債の1節 公共土木施設災害復旧事業債の節の金額と調定額に差があります。4,340万円のうち210万円が、27年度国の負担金事業の採択を受け、道路橋りょう災害復旧費として、28年度へ繰越しているためであります。

下段の歳入合計です。

一般会計の歳入については、前年度と比べ、道路橋りょうの整備や国の補正予算に伴う地域住民生活への緊急支援などに係る国庫支出金で約2億6,000万円増え、また国の補正予算に伴う農業施設整備事業や農業農村多面的機能支払交付金などに係る道支出金で約2億7,000万円増えるなど、総額で約6億3,000万円増加し、収入済額は86億2,034万4,354円となりました。

また、収入未済額は、徴収の強化、不納欠損処理などにより、前年度より約700万円減り、8,858万3,810円となっております。

続きまして、決算書47、48ページになります。歳出については、100万円を超える不用額の主な理由、繰越明許費、予備費充用の内容の説明と併せて目ごとに主要な施策の成果を説明する書類へ掲載した事業も説明しますので、主要な施策の成果を説明する書類も併せて御覧いただきたいと思っております。

初めに決算書中段の2款1項1目 一般管理費です。

13節 委託料の繰越明許費欄に、6,356万3,000円があります。27年度国の補正予算によるもので、情報のセキュリティ対策を強化する行政事務情報化事業が、年度内に完了しないため、28年度に繰り越しております。

19節 負担金補助及び交付金に、183万5,000円の不用額があります。行政情報化事業において、27年度国の補正予算により、地方公共団体情報システム機構が一括して行う個人番号カードの作成・発行業務等に係る経費の増加分を社会保障・税番号制度システム整備負担金として計上しておりましたが、負担の必要がなくなったため不用額となったものであります。

主要な施策の成果を説明する書類の1ページをお開き願います。

主要な施策については、総務費の番号法関係例規整備支援事業から下段の東日本大震災支援対策事業までを掲載してございます。

決算書になります。下段の2目 職員研修厚生費に関わります主要な施策については、主要な施策の1ページ下段の職員研修事業を掲載しています。

決算書の49、50ページです。

上段の3目 文書広報費で、49ページの予備費支出及び流用増減欄に17万8,000円の増額があります。大空町10年記念事業において実施しました、たすきりレー千人プロジェクトへの参加者が見込みを上回り、参加者への記念品に不足が生じるため、7目 企画振興費から流用したものであります。主要な施策では、2ページ上段の広報広聴事業から大空町10年記念推進事業までを掲載しています。

決算書下段の6目 財産管理費に関わります主要な施策につきましては、2ページ中段の公有財産管理費と分譲地造成事業を掲載しています。

決算書の51、52ページになります。

7目 企画振興費で、51ページの継続費及び繰越事業費繰越額欄に5,360万円があります。26年度国の補正予算により、雇用の場の拡大、産業の振興など地域の素材と魅力を紹介する企業誘致セミナー開催等に要する企業誘致対策費254万5,000円、地域外の人材を活用し定住・定着化を図り地域の活力を促進するための地域おこし協力隊員の募集・選考の業務委託に要する移住・定住対策事業141万1,000円、総合戦略策定支援の業務委託に要する地方創生推進事業140万4,000円について、それぞれ年度内に完了しないため、27年度に繰り越したものです。

同じく、予備費支出及び流用増減欄に17万8,000円の減額があります。3目文書広報費の報償費に不足が生じるため流用したものであります。

8節 報償費に、657万6,946円の不用額があります。主にふるさと応援寄附金事業における寄附者へ特産品を贈呈する寄附者報償費が見込みより少なかったためであります。

19節 負担金補助及び交付金に、131万4,450円の不用額があります。主に住替え促進助成金が見込みより少なかったためであります。主要な施策については、2ページ下段の企業誘致促進事業から4ページ中段の地方創生推進事業（繰越）までを掲載しております。

決算書下段の8目 庁舎管理費で11節 需用費に235万7,304円の不用額があります。主に総合支所庁舎管理費の燃料の使用量が見込みより少なかったことによるものです。

13節 委託料に191万6,933円の不用額があります。主に電話通信設備更新業務委託に係る入札執行残であります。主要な施策については、4ページ中段の

電話通信設備更新事業を掲載しています。

決算書の53、54ページになります。

上段の10目 住民活動費で、53ページの継続費及び繰越事業費繰越額欄に400万円があります。26年度国の補正予算により、家庭用除雪機の購入補助金400万円について、年度内に完了しないため27年度に繰り越したものです。主要な施策の成果については、4ページ下段の自治会活動奨励事業から5ページ上段の家庭用除雪機購入補助事業（繰越）までを掲載しております。

決算書の11目 自治振興費に関わります主要な施策については、5ページ上段の町表彰式事業を掲載しています。

決算書の12目 交通安全対策費に関わります主要な施策については、5ページ下段の交通安全対策事業と交通安全防犯推進補助事業を掲載しています。

決算書の55、56ページです。

上段の13目 姉妹都市交流費に関わります主要な施策については、5ページ下段の姉妹都市・友好町交流事業を掲載しています。

決算書の57、58ページになります。

中段の5項1目 統計調査費に関わります主要な施策については、6ページ上段の統計調査事務費を掲載しています。

決算書の59、60ページになります。

3款1項1目 社会福祉総務費の繰越明許費欄に、4節 共済費8万8,000円、7節 賃金53万8,000円、11節 需用費5万2,000円、12節 役務費23万1,000円、13節 委託料116万7,000円、19節 負担金補助及び交付金2,565万円、総額2,772万6,000円があります。27年度国の補正予算によるもので、賃上げの恩恵が受けにくい低年金受給者の支援等のため給付金を給付する関係経費について、年度内に完了しないため28年度に繰り越しております。

主要な施策については、6ページ上段の災害時用要援護者把握事業から下段の子育て世帯臨時特例給付金給付事業までを掲載しています。

決算書の2目 老人福祉費で、13節 委託料に147万1,679円の不用額があります。主に除雪サービス委託業務が見込みより少なかったためであります。

主要な施策については、6ページ下段の福祉バス運行事業から7ページ下段の社会福祉施設整備資金償還補助事業までを掲載しております。

決算書の3目 障害者福祉費で、61、62ページになります。

20節 扶助費に1,393万2,347円の不用額があります。主に障がい者介護・訓練等給付費などの扶助費で、利用実績が見込みより少なかったことによるものです。

主要な施策については、8ページ上段の心身障がい者福祉事業から9ページ下段

の障がい者相談支援事業までを掲載しています。

決算書の4目 老人福祉センター費に関わります主要な施策については、9ページ下段の女満別老人福祉センター管理運営事業から10ページ上段の東藻琴老人福祉センター管理運営事業までを掲載しています。

決算書の中段6目 障がい者ひとり親家庭等医療対策費の主要な施策については、10ページ上段の重度心身障がい者医療費助成事業とひとり親家庭等医療費助成事業を掲載しております。

決算書の7目 老人福祉施設費で、20節 扶助費に126万5,946円の不用額があります。7月に1名が退所され、その後入所者がいなかったことによるものです。主要な施策については、10ページ中段の老人福祉施設入所措置事業を掲載しています。

決算書の2項1目 児童福祉総務費で、63、64ページになります。

上段の13節 委託料の繰越明許費欄に、101万6,000円があります。27年度国の補正予算によるもので、子ども・子育て支援システムの改修業務委託が、年度内に完了しないため、28年度に繰り越しております。主要な施策については、10ページ中段の子ども子育て支援事業を掲載しています。

決算書の2目 児童措置費で、20節 扶助費に111万1,072円不用額があります。主に子ども医療費の扶助が見込みより少なかったことによるものです。主要な施策については、10ページ下段の子ども医療費助成事業と児童手当扶助費を掲載しています。

決算書の3目 保育所費の主要な施策については、11ページ上段の豊住保育園管理運営事業と東藻琴保育園管理運営事業を掲載しております。

決算書の4目 児童福祉施設費の主要な施策については、11ページ中段の児童遊園地管理事業と児童センター・児童クラブ等管理運営事業を掲載しています。

決算書下段 4款1項1目 保健衛生総務費の主要な施策については、11ページ下段の救急医療対策事業から12ページ中段の医療・介護従事者等確保事業までを掲載しています。

決算書の65、66ページになります。

2目 予防費で、13節 委託料に160万8,351円の不用額があります。主に妊婦健診等の委託業務が見込みより少なかったためであります。主要な施策については、12ページ下段の母子保健事業と13ページ上段の各種疾病予防対策事業を掲載しています。

決算書の3目 環境衛生費で、65ページの継続費及び繰越事業費繰越額欄に500万円があります。26年度国の補正予算により、環境への負荷低減を図るため、省エネルギー型家庭用電化製品等の購入費補助金500万円について、年度内に完了しないため、27年度に繰り越したものです。主要な施策については、13ページ

ジ中段の住宅用太陽光発電システム導入補助事業から省エネルギー型家庭用電化製品等購入費補助事業（繰越）までを掲載しています。

決算書 下段の５目 健康増進対策費に関わります主要な施策については、１４ページ上段の健康増進事業を掲載しています。

決算書の６７、６８ページになります

上段の６目 診療所費に関わります主要な施策については、１４ページ中段の東藻琴診療所管理運営事業を掲載しています。

決算書の７目 後期高齢者健診事業費に関わります主要な施策については、１４ページ下段の後期高齢者健診事業を掲載しています。

決算書の２項１目 塵芥処理費で、１１節の需用費に１５１万４、２６６円の不用額があります。主に一般廃棄物焼却処理施設の電気使用量が見込みより少なかったためであります。主要な施策については、１４ページ下段のごみ収集事業から１５ページ中段の生ごみ処理施設維持管理費負担事業までを掲載しております。

決算書の２目 し尿処理費に関わります主要な施策については、１５ページ中段のし尿処理事業と合併処理浄化槽設置整備事業を掲載しております。

決算書の３目 リサイクルセンター費に関わります主要な施策については、１５ページ下段のリサイクルセンター管理運営事業を掲載しております。

決算書の６９、７０ページになります。

中段、６款１項１目 大空町農業委員会費に関わります主要な施策については、１６ページ上段の農業後継者育成対策事業を掲載しております。

決算書下段の３目 農業振興費で、６９ページの継続費及び繰越事業費繰越額欄に１億６、９３８万円があります。２６年度国の補正予算によるもので、地域の資源を活用した加工品の製造開発、販路の開拓等に関するセミナーを開催する６次産業化推進事業１５０万円、海外人材を活用し外国人観光客等への販路拡大に向けたニーズ調査、方策の検証等の業務委託に要する加工品販路拡大事業２５３万円、てん菜の共同育苗施設建設に対する強い農業づくり事業補助金１億６、５３５万円について、それぞれ年度内に完了しないため、２７年度に繰り越したものです。また、農業振興費の繰越明許費欄に、９節 旅費６８万円、１１節 需用費６万円、１２節 役務費１６万円があります。地場産品を海外も視野に入れた販売戦略を展開するためのプロモーション活動や市場調査を行う地域連携地場産品海外輸出促進事業に要する９０万円、７０、７１ページになります。

１９節 負担金補助及び交付金に、１、２７８万６、０００円があります。行政・大学・ＪＡが連携し、機能性農産物加工品の商品開発のため調査研究を行う地域連携長いも高付加価値化推進事業の負担金１、０８０万円、首都圏からの若者をインターンシップとして受け入れ、就労体験機会の創出と人材確保の手段として仕組みづくりを行う地域連携インターンシップ活用労働力確保事業の負担金１９８万６、００



0円について、それぞれ27年度国の補正予算により実施するもので、年度内に完了しないため、28年度に繰り越しております。また、19節に2,076万5,556円の不用額があります。主に繰越事業の強い農業づくり事業補助金で、事業費の確定に伴い減額となったためであり、主要な施策については、16ページ上段の土づくり対策事業から18ページ中段のブロッコリー製氷選別設備事業までを掲載しております。

決算書の4目 畜産業費に関わります主要な施策については、18ページ下段の牧野管理事業とひがしもこと乳酪館管理運営事業を掲載しております。

決算書の5目 農地費に関わります主要な施策については、19ページ上段の東藻琴地区中山間地域総合整備事業から下段の藻琴山麓地区草地基盤整備事業までを掲載しております。

決算書の73、74ページになります。

6目 肉牛振興費に関わります主要な施策については、20ページ上段の和牛産地強化事業を掲載しております。

決算書の7目 団体営諸土地改良費に関わります主要な施策については、20ページ上段の古梅地区基幹水利施設管理事業から中段の本郷排水機場維持管理事業までを掲載しております。

決算書の2項1目 林業総務費に関わります主要な施策については、20ページ中段の森林整備推進対策事業から下段の未来につなぐ森づくり推進補助事業までを掲載しています。

決算書の2目 公有林管理費に関わります主要な施策については、21ページ上段の公有林管理育成事業を掲載しております。

決算書の75、76ページになります。

上段の3項1目 水産業振興費に関わります主要な施策については、21ページ上段の水産業振興対策補助事業とシジミ食味試験事業を掲載しております。

決算書の7款1項1目 商工業振興費で、75ページの継続費及び繰越事業費繰越額欄に1,260万円があります。26年度国の補正予算によるもので、住宅リフォーム促進事業補助金600万円、店舗改修事業補助金60万円、起業化支援事業補助金100万円、地域購買力の確保と消費拡大を図るためのくじ付きプレミアム商品券事業補助金500万円について、年度内に完了しないため、27年度に繰り越したものです。

19節 負担金補助及び交付金に、200万6,846円の不用額があります。主に住宅リフォーム促進事業補助金で、主に事業の取りやめがあったことによるものです。主要な施策については、21ページ中段の異業種交流事業から22ページ下段のくじ付きプレミアム商品券事業補助金（繰越）までを掲載しています。

決算書の2目 観光費で、75ページの継続費及び繰越事業費繰越額欄に2,48

5万7,000円があります。26年度国の補正予算によるもので、東藻琴市街から芝桜公園までの交通システム実証実験を行う業務委託に要する藻琴山温泉芝桜公園誘客促進事業93万6,000円、外国人観光客の誘客を図るための湖畔入口アーチ多言語化看板設置工事500万円、町民ビッグデー開催に要する実行委員会への交付金752万1,000円、芝桜まつり開催に要する実行委員会への交付金650万円、賑わいづくりイベント開催に要する補助金100万円、町民ビッグデーで使用できる買い物券配布事業に要する補助金390万円について、年度内に完了しないため、27年度に繰り越したものです。

13節 委託料に387万9,560円の不用額があります。主に藻琴山温泉芝桜公園の利用者の増加とともに料金収入も増加したことなどから、指定管理料の5%を超える収益となったため、基本協定に基づき清算により戻し入れがあったためです。

77、78ページになります。

19節 負担金補助及び交付金に、237万4,090円の不用額があります。主に町民ビッグデー買い物券配布事業補助金で、買い物券の利用実績が見込みより少なかったためであります。主要な施策については、22ページ下段のひまわり作付事業から24ページ下段の湖畔入口アーチ多言語化看板設置事業（繰越）までを掲載しています。

決算書 下段の8款1項2目 外灯管理費に関わります主要な施策については、24ページ下段の街灯管理事業を掲載しております。

決算書の79、80ページになります。

2項2目 道路橋りょう維持費で、17節 公有財産購入費に227万758円の不用額があります。購入を予定しておりました町道の未処理用地について、所有者との協議が整わず購入できなかったためであります。主要な施策については、25ページ上段の町道維持補修事業を掲載しております。

決算書の3目 除雪対策費に関わります主要な施策については、25ページ上段の除雪センター管理事業と除雪機械整備事業を掲載しております。

決算書の4目 道路新設改良費で、15節 工事請負費に306万9,400円の不用額があります。主に開陽中央線改良舗装工事における事業内容の精査と入札執行残によるものです。主要な施策については、25ページ中段の開陽中央線道路整備事業から26ページ上段の道路附属物点検事業までを掲載しております。

決算書の81、82ページです。

3項1目 河川総務費に関わります主要な施策については、26ページ中段の河川管理事業を掲載しております。

決算書 中段の5項2目 公園費に関わります主要な施策については、26ページ中段の都市公園整備事業を掲載しております。

決算書の6項1目 住宅管理費に関わります主要な施策については、26ページ下段の町営住宅機能向上事業を掲載しております。

決算書の83、84ページになります。

2目 町営住宅建設費に関わります主要な施策については、26ページ下段の中央さくら団地建設事業を掲載しております。

決算書の7項1目 空港対策費に関わります主要な施策については、27ページ上段の空港対策事業を掲載しています。

決算書の9款1項2目 常備消防費で19節 負担金補助及び交付金に202万3,000円の不用額があります。主に車両燃料費の残によるものであります。

3目 非常備消防費で、19節 負担金補助及び交付金に、294万5,000円の不用額があります。主に消防団員の費用弁償の残によるものです。

5目 災害対策費に関わります主要な施策については、27ページ中段の災害対策事業費と下段のメール配信サービス事業について掲載しております。

◇**委員長** 認定第1号 大空町一般会計歳入歳出決算認定についての説明中ですが、ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時12分)

◇**委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

「認定第1号大空町一般会計歳入歳出決算認定について」の説明を続けます。

藤田総務課長。

◇**総務課長** 決算書の85、86ページになります。

中段の10款1項2目 事務局費で、19節 負担金補助及び交付金に299万1,069円の不用額があります。主に高等学校制服購入費補助金で対象者の減によるものであります。主要な施策については、28ページ上段の学習指導補助教諭配置事業から29ページ上段の高等学校制服購入費補助事業までを掲載しています。

決算書の3目 奨学金に関わります主要な施策については、29ページ上段の入学資金借入金利子等助成事業を掲載しております。

決算書の87、88ページになります。

上段の2項1目 学校管理費で、11節 需用費に212万9,478円の不用額があります。主に女満別小学校の電気の使用量が見込みより少なかったことによるものです。また、15節 工事請負費の繰越明許費欄に、4,795万円があります。27年度国の補正予算によるもので、東藻琴小学校大規模改修工事が、年度内に完

了しないため、28年度に繰り越しております。主要な施策については、29ページ中段の東藻琴小学校大規模改修事業を掲載しております。

決算書の2目 教育振興費に関わります主要な施策については、29ページ中段の外国語活動推進事業を掲載しております。

決算書の3項1目 学校管理費で11節 需用費に251万6,497円の不用額があります。主に中学校2校の暖房用燃料の使用量が見込みより少なかったことによるものです。

2目 教育振興費に関わります主要な施策については、29ページ下段の語学指導外国青年招致事業を掲載しております。

決算書の89、90ページです。

上段の3目 スクールバス運行費で、11節 需用費に187万8,977円の不用額があります。主にバス運行に係る燃料の使用量が見込みより少なかったことによるものです。主要な施策については、29ページ下段のスクールバス運行事業を掲載しております。

決算書の4項2目 教育振興費に関わります主要な施策については、30ページ上段の東藻琴高等学校教育振興補助事業を掲載しております。

決算書の91、92ページです。

中段の5項1目 幼稚園費に関わります主要な施策については、30ページ中段の女満別幼稚園管理運営事業と東藻琴幼稚園管理運営事業を掲載しております。

決算書の6項1目 社会教育総務費で、91ページの継続費及び繰越事業費繰越額欄に336万円があります。26年度国の補正予算によるもので、教育文化合宿補助金について、年度内に完了しないため、27年度に繰り越したものです。主要な施策については、30ページ下段の子育て支援ネットワーク充実事業から31ページ中段の高齢者教育振興事業までを掲載しております。

決算書の93、94ページになります。

上段の2目 青少年教育費に関わります主要な施策については、31ページ中段の稲城市教育交流事業とふれ愛スタディ in 氷川町交流事業を掲載しております。

決算書の3目 芸術文化振興費に関わります主要な施策については、31ページ下段の文化団体協議会補助事業から32ページ上段の女満別湿性植物群落調査事業までを掲載しています。

決算書の4目 図書館費に関わります主要な施策については、32ページ上段の図書館管理事業を掲載しています。

決算書の95、96ページになります。

中段の7項1目 保健体育総務費で、95ページの継続費及び繰越事業費繰越額欄に200万円があります。26年度国の補正予算によるもので、町民運動会実行委員会交付金について、年度内に完了しないため27年度に繰り越したものです。

主要な施策については、32ページ中段のスポーツ活動振興事業から町民運動会実行委員会交付金（繰越）までを掲載しております。

決算書の2目 体育施設費に関わります主要な施策については、32ページ下段の東藻琴多目的運動広場改修事業を掲載しております。

決算書の97、98ページになります。

上段の3目 給食センター費で11節 需用費に143万2,000円の不用額があります。主に電気の使用量が見込みより少なかったことによるものです。主要な施策の成果については、32ページ下段のふるさと給食事業から33ページ上段の東藻琴給食センター設備更新事業を掲載しております。

決算書の11款1項2目 公債費の利子で、23節 償還金利子及び割引料に163万596円の不用額があります。主に一時借入金利子分で予定より一時借入れが少なかったことによるものです。

12款1項1目 職員給与費で、3節 職員手当等に177万4,442円の不用額があります。主に管理職員特別勤務手当が見込みより少なかったことによるものです。

97、98ページになります。

14款1項1目 道路橋りょう災害復旧費で、15節 工事請負費の繰越明許費欄に、1,800万円があります。町道朝日南13号線の復旧工事が、27年度の補助事業に採択され、年度内に完了しないため、28年度に繰り越したものです。主要な施策については、33ページ上段の27年発生災害道路橋りょう復旧費を掲載しております。

決算書の2目 河川災害復旧費で、15節 工事請負費に147万1,600円の不用額があります。入札執行残及び事業の精査によるものです。主要な施策については、33ページ中段の27年発生災害河川復旧費を掲載しております。

決算書の3目 住宅施設災害復旧費に関わります主要な施策については、33ページ中段の27年発生災害町営住宅復旧費を掲載しております。

決算書の2項1目 農業用施設災害復旧費で、99ページの予備費支出及び流用増減欄に467万円があります。補助事業の採択を受け農業用排水路の復旧工事を実施することとしたため、測量設計業務の委託が必要となり、2目 農地災害復旧費から流用したものであります。主要な施策については、33ページ中段の27年発生災害農業用施設災害復旧費を掲載しております。

決算書の2目 農地災害復旧費で、99ページの予備費支出及び流用増減欄に467万円の減額があります。1目 農業用施設災害復旧費の委託料に不足が生じるため流用したものであります。また、15節 工事請負費の繰越明許費欄に、1,200万円があります。27年度の補正予算に採択され、年度内に完了しないため、28年度に繰り越したものです。主要な施策については、33ページ中段の27年

発生災害農地災害復旧費を掲載しております。

決算書の3目 林業用施設災害復旧費に関わります主要な施策については、33ページ下段の27年発生災害林業用施設災害復旧費を掲載しております。

決算書の3項1目 公立学校施設災害復旧費に関わります主要な施策については、33ページ下段の27年発生災害公立学校施設災害復旧費を掲載しております。

決算書の2目 社会教育施設災害復旧費に関わります主要な施策については、33ページ下段の27年発生災害社会教育施設災害復旧費を掲載しております。

決算書の101、102ページです。

4項1目 その他公共施設・公用施設災害復旧費に関わります主要な施策については、34ページ上段の27年発生災害観光施設災害復旧費を掲載しております。

歳出合計ですが、当初予算は80億9,046万7,000円、補正予算は12回で、国の経済対策を含め、4億3,463万5,000円となっています。また、26年度国の経済対策による補正関係の繰越明許費が2億2,655万7,000円あり、総予算額は、87億5,165万9,000円となりました。

支出済額は、84億2,199万2,836円で、国の経済対策により28年度への繰越明許費が1億8,394万1,000円あり、不用額は、1億4,572万5,164円となっております。

以上で、平成27年度大空町一般会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

**◇委員長** 次に、「認定第2号 大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を求めます。

南部福祉課長。

**◇福祉課長** 「認定第2号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の提案内容の説明をいたします。

国民健康保険事業特別会計の状況につきましては、お配りしております各会計歳入歳出決算資料の17ページに決算の状況を掲載しておりますので、あわせて御覧ください。

平成28年3月末時点での国民健康保険加入世帯数は、1,238世帯、被保険者数は、2,882人となっております。

それでは歳入の主なものから説明をいたします。

数値につきましては千円単位で四捨五入して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

決算書113、114ページを御覧願います。

1款 国民健康保険税は、調定額4億1,241万4,000円に対し、収入済額3億8,999万3,000円、収納率94.6%となっております。

1項1目 一般被保険者国民健康保険税、調定額4億624万3,000円に対して、収入済額3億8,434万2,000円、収納率94.6%となっております。

収入未済額は、2,170万9,000円となっております。

その収入未済額の内訳は、1節 医療給付費現年課税分248万円、2節 介護納付金現年課税分30万4,000円、3節 後期高齢者支援金現年課税分67万円、4節 医療給付費滞納繰越分1,458万4,000円、5節 介護納付金滞納繰越分157万5,000円、6節 後期高齢者支援金滞納繰越分209万8,000円となっております。

不納欠損につきましては、4節 医療給付費滞納繰越分14万円、5節 介護納付金滞納繰越分1万9,000円、6節 後期高齢者支援金滞納繰越分3万2,000円となっております。

地方税法の規定により、5年間の時効による徴収権の消滅が3件、執行停止3年間継続による徴収金納付義務の消滅1件が不納欠損処分となっております。

2目 退職被保険者国民健康保険税ですが、調定額617万1,000円に対し、収入済額565万1,000円、収納率91.6%となっております。

収入未済額は、52万円でございます。

その収入未済額の内訳は、1節 医療給付費現年課税分1万3,000円、2節 介護納付金現年課税分2,000円、3節 後期高齢者支援金現年課税分3,000円、4節 医療給付費滞納繰越分35万2,000円、5節 介護納付金滞納繰越分6万1,000円、6節 後期高齢者支援金滞納繰越分8万8,000円となっております。

滞納件数につきましては、5月末現在、現年度分は一般と退職と合わせ39人、滞納繰越分は、69人が未納となっております。

9月末現在で、現年度分の収入済額は、75万6,000円、14名が完納、滞納繰越分の収入済額は、106万7,000円で5名が完納となっている状況でございます。

続きまして、2款 国庫支出金、次ページ115、116ページ3款 療養給付費交付金、4款 前期高齢者交付金、5款 道支出金、次のページ117、118ページでございます。6款 共同事業交付金、7款 財産収入、8款 繰入金、9款 繰越金でございますが、調定額、収入済額とも同額であり、収入未済額はございません。

10款1項1目 延滞金ですが、調定額38万8,000円に対し、収入済額38万1,000円、収納率98.3%となっております。収入未済額は、6,000円となっております。

119、120ページをお開き願います。

当特別会計全体の収入済額は、前年に比べ2億2,145万6,000円増加し、13億8,140万4,000円となっております。

増加の要因としましては、共同事業交付金のうち、保険財政共同安定化事業交付金の算出根拠の改正がなされたことに伴うものでございます。

なお、収入未済額は、前年に比べ126万6,000円減の2,223万5,000円となっております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

121、122ページをお開きください。

歳出につきましては、20万円以上の不用額について説明をさせていただきます。

1款 総務費は、総務管理費、保険税徴収費、国保運営協議会に係る経費でございます。

2款 保険給付費ですが、平成28年4月に支払う平成27年度の医療費が想定よりも上回り、医療給付費を支払うに当たり、1,123万7,000円の不足が生じたことから、支出の見込みのない1項2目 退職者被保険者療養給付金、3目 一般被保険者療養費、次のページ123、124ページをお開き願います。4目 退職被保険者療養費、2項 高額療養費、3項 移送費、4項 出産一時金につきまして、財源確保のため、執行残を整理減額し、一般被保険者療養給付費を増額する専決処分により補正を行ったことから、20万円以上の不用額が発生していないということとなっております。

125ページ、126ページをお開き願います。

3款 後期高齢者支援金等、4款 前期高齢者納付金等、5款 老人保健拠出金 6款 介護納付金、次のページ127、128ページをお開き願います。7款 共同事業拠出金、これらにつきましては、20万円以上の不用額がありません。

8款1項2目 特定健康診査等事業、129、130ページ、13節の委託料で、56万4,000円の不用額が生じております。これにつきましては、特定健診受診者等検査者が予定人数を下回ったために生じたものでございます。

当特別会計全体の支出済額は、前年に比べ2億4,425万4,000円増加し、13億7,829万6,000円となっております。

増加の要因は、先ほども御説明しました保険財政共同安定化事業拠出金の算出根拠の改正に伴うものでございます。

以上で、「認定第2号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を終わらせていただきます。

◇委員 長 次に、「認定第3号 大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を求めます。

南部福祉課長。



◇福祉課長 「認定第3号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」提案内容の説明をいたします。

後期高齢者医療特別会計の状況につきましては、お配りしております各会計歳入歳出決算資料の20ページに、決算の状況を掲載してございますので、あわせて御覧いただきたいと思っております。

平成28年3月末時点での後期高齢者医療被保険者数につきましては、1,373人となっているところでございます。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。

数値につきましては、千円単位で四捨五入して説明させていただきますので御了承願います。

決算書141、142ページでございます。

1款 後期高齢者医療保険料でございます。調定額7,671万8,000円に対し、収入済額7,683万1,000円となっております。

後期高齢者医療保険料収入未済額は、収入済額が調定額を11万3,000円上回っております。この内訳につきましては、1項1目1節 特別徴収保険料還付未済が11件、9万1,000円、2目1節 特別徴収保険料現年度分還付未済が1件、2万2,000円となっております。

特別徴収保険料、普通徴収保険料ともに現年度分の収入未済額はございません。

9月末現在の特別徴収保険料還付済額につきましては、10件、8万4,000円、普通徴収保険料還付済額は、1件、2万2,000円で還付を終えているところでございます。

続きまして2款 繰入金、3款 繰越金、4款 諸収入につきましては、調定額、収入済額とも同額であり、収入未済額はございません。

当特別会計全体の収入済額は前年に比べ41万4,000円増加し、1億728万4,000円となっているところでございます。

次に、歳出について説明申し上げます。

決算書の143、144ページをお開き願います。

歳出につきましては、20万円以上の不用額について説明とさせていただきます。

1款 総務費は、総務管理徴収に係る経費でございます。

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金で30万8,000円が不用額となっております。死亡、転出等により保険者数が減少し、保険料の額が、北海道後期高齢者医療広域連合の試算額を下回ったことによるものでございます。

当特別会計全体の支出済額は前年に比べ70万7,000円増加し、1億725万5,000円となっているところでございます。

以上で、「認定第3号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を終わらせていただきます。

◇**委員長** 次に、「認定第4号 大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇**福祉課参事** 「認定第4号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」提案内容の説明を申し上げます。

介護保険事業勘定特別会計の状況につきましては、お配りしています各会計歳入歳出決算資料の18ページに、決算の状況を主要な施策の成果を説明する書類の34、35ページに事業内容について記載していますので、併せて御覧ください。

介護保険事業勘定特別会計における平成28年3月末現在の第1号被保険者数は、2,502人となっているところであります。

歳入の主なものから款を追って説明致します。数値につきましては、千円単位に四捨五入し説明させて頂き、また、収入未済額のある項目を中心に説明いたします。

それでは、決算書155、156ページをお開き願います。

1款 保険料は、歳入調定額1億4,601万4,000円に対し、収入済額1億4,567万2,000円で99.8%の収納率となっております。介護保険料収入未済額は、5月末日時点で、34万2,000円となっております。

1節 現年課料分で22万6,000円、対象者8人が未納となっております。また、2節 滞納繰越分で11万6,000円、6件が未納となっているところであります。9月末現在でございますが、現年課料分の収入済額は、4,000円、完納は0件、滞納繰越分の収入済額は、7万4,000円、完納は2件となっております。

次に2款 使用料及び手数料から、3款 国庫支出金、4款 支払基金交付金、続いて157、158ページをお開きください。5款 道支出金、6款 財産収入、7款 繰入金、159、160ページでございますが、8款 繰越金、9款 諸収入まで、歳入調定額、収入済額ともに同額で、収入未済額はありませぬので、説明を省略させていただきます。

介護保険事業勘定特別会計全体の収入額は、平成27年度からの第6期大空町高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、第1号被保険者の介護保険料基準額を4,000円から4,900円に増額したことによる保険料収入が伸びたことから、3,024万2,000円増え、7億3,421万2,000円となっております。

収入未済額は、88万5,000円減の34万2,000円となっております。次に歳出について説明申し上げます。

決算書の161、162ページをお開きください。

歳出につきましては、20万円以上の不用額について、説明させていただきます。

1款は、総務管理費、徴収費、介護認定審査会に係る経費です。

3項1目 介護認定審査会費 19節 負担金補助及び交付金23万1,000円の不用額は、介護認定審査会開催費用に対する大空町の負担割合の減によるものです。

2款 保険給付費ですが、1項1目 居宅介護サービス給付費631万1,000円、2目 施設介護サービス給付費527万8,000円、163、164ページをお開き願います。4目 居宅介護住宅改修費52万2,000円、5目 居宅介護サービス計画給付費30万1,000円、2項1目 介護予防サービス給付費173万1,000円、3目 介護予防住宅改修費80万9,000円。165、166ページをお開きください。6項1目 特定入所者介護サービス費76万8,000円、これらの不用額については、給付見込み額が実績を下回ったため生じたものです。

3款2項2目 167、168ページをお開きください。任意事業費 13節 委託料42万4,000円の不用額は、見守りネット事業の委託料が当初見込みより減額となったことによるものです。

歳出総額は前年に比べ、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費が増えたため、1,315万1,000円増の7億1,529万3,000円となっています。

以上で、「認定第4号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

**◇委員長** 次に、「認定第5号 大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を求めます。

松川福祉課参事。

**◇福祉課参事** 「認定第5号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」提案内容の説明を申し上げます。

介護サービス事業勘定特別会計の状況につきましては、お配りしています各会計歳入歳出決算資料の19ページに決算の状況を記載していますので、併せて御覧ください。

介護サービス事業勘定特別会計は介護予防サービス計画を直営で作成するため設置している会計でございます。

それでは、歳入の主なものから説明致しますが、数値につきましては、千円単位

に四捨五入し、説明させていただきます。

179、180ページをお開き願います。

1款 サービス収入は、567万9,000円の収入です。介護予防サービス計画作成に伴い北海道国民健康保険団体連合会より収入になるもので、1,295件分の収入となっております。

2款 繰入金は、一般会計繰入金として339万5,000円です。歳出から収入を差し引いた不足分を一般会計から繰り入れているものです。

1款サービス収入から、2款 繰入金、3款 繰越金、4款 諸収入まで、収入未済額はございません。

介護サービス事業勘定特別会計全体の収入額は、前年に比べ137万5,000円増の934万9,000円となっております。

次に歳出について説明申し上げます。

決算書の181、182ページをお開き願います。

1款 サービス事業費で776万7,000円の支出です。職員1名分の人件費と介護予防支援システムの委託料を支出しているものです。20万円以上の不用額はありません。

歳出総額は、前年に比べ職員給与の改定に伴い6万8,000円増の776万7,000円となっております。

以上で、「認定第5号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

◇委員長 ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時とします。

**(休憩 午前11時02分)**

**(再開 午後01時00分)**

◇委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

認定第1号から認定第8号までの説明を続けます。

次に、「認定第6号 大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 「認定第6号 平成27年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案内容を説明いたします。

簡易水道事業特別会計の施設及び収支の状況につきましては、別冊の各会計歳入

歳出決算資料24ページに記載されています。

簡易水道事業における現在給水人口は、7,192人、年間有収水量は、87万6,015立方メートルとなっています。また、別冊の主要な施策の成果を説明する書類35ページに女満別本町地区及び東藻琴地区の主要な事業内容等を記載しています。

それでは、決算の内容について説明いたします。説明にあたりましては、歳入については収入未済額を、歳出については節で20万円以上の残があるものについて説明いたします。また、金額につきましては、百円の単位を四捨五入し、千円単位でご説明申し上げます。

歳入から説明させていただきます。

決算書193、194ページ、1款1項1目1節 給水使用料です。

調定額1億6,151万6,000円に対して、収入済額1億5,781万3,000円、不納欠損額77万7,000円、収入未済額は292万6,000円、収納率は98.2%となっています。

収入未済額の内訳は、現年度分が33件28万5,000円、滞納繰越分が68件、264万円となっています。

収入未済額うち、本年9月末における収納状況としては、現年度分及び滞納繰越分を合わせて39万4,000円の納入があり、23件が完納となっています。不納欠損額77万7,000円については、大空町債権管理条例に基づき、破産によるもの1件、生活保護によるもの1件、居所不明によるもの4件、資産、資力なしによるもの2件、合計8件分、77万7,000円を債権放棄しています。

そのほか歳入1款2項1目 手数料から6款1項1目 簡易水道事業債までについては、収入未済額はありません。

次に、歳出について御説明いたします。決算書197、198ページでございます。

1款1項1目 一般管理費のうち、3節 職員手当等で43万5,000円の不用額となっていますが、主に時間外勤務手当の残によるものです。

22節 補償補填及び賠償金で50万円の不用額となっていますが、賠償を必要とする案件がなかったことによる執行残です。

1款2項1目 施設管理費では、11節 需用費で286万1,000円の不用額となっています。水道用薬品、消耗品及び電気料の執行残によるものです。

12節 役務費で40万1,000円の不用額となっています。臨時の水質検査のための予算を確保していましたが、実施が無かったことにより残となったものです。

13節 委託料の不用額20万2,000円は、主に漏水調査を必要とする事案が無かったことによる執行残となっています。

199、200ページです。

3款1項1目 予備費の不用額50万円となっていますが、未執行によるものです。

以上で、「認定第6号 平成27年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算」の提案内容の説明を終わります。よろしく御審議下さいますようお願い申し上げます。

◇**委員長** 次に、「認定第7号大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇**建設課長** 「認定第7号 平成27年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案内容を説明いたします。

下水道事業特別会計の主な状況につきましては、別冊の各会計歳入歳出決算資料25ページに下水道事業公共下水道女満別地区分が、26ページに特定環境保全公共下水道東藻琴地区分が記載されています。

両地区合計で、水洗化戸数は、2,302戸、水洗化人口は、4,885人となっているところです。また、主要な施策の成果を説明する書類35ページ、下の方に下水道事業特別会計の污水管渠布設事業及び改築更新事業の概要を記載しています。

それでは、決算の内容について説明いたします。

なお、説明につきましては、簡易水道会計と同様、歳入については収入未済額を、歳出につきましては節で20万円以上の残があるものについて説明させていただきます。

決算書 211、212ページです。歳入になります。

1款1項1目 受益者負担金等については、収入未済額はありません。

2款1項1目1節 下水道使用料です。調定額1億232万3,000円に対し、収入済額1億44万7,000円、不納欠損額23万6,000円、収入未済額164万1,000円、収納率は、98.4%となっています。

収入未済額の内訳は、現年度分が26件、23万8,000円、滞納繰越分が56件、140万4,000円となっています。

収入未済額うち、本年9月末における収納状況は、現年度分及び滞納繰越分を合わせて32万円の納入があり、18件が完納となっています。

不納欠損額については、大空町債権管理条例に基づき、居所不明によるもの2件、資産、資力なしによるもの2件、徴収権の消滅によるもの3件、合計7件分、23万6,000円を不納欠損としています。

3款1項1目 社会資本整備交付金から213、214ページにまたがりまして、

8款1項1目 下水道事業債までは、収入未済額はございません。

次に、歳出について説明いたします。

決算書215、216ページになります。

1款1項1目 一般管理費、19節 負担金補助及び交付金で294万8,000円の不用額となっていますが、網走市に支払う終末処理場管理費負担金の減によるものです。

1款1項2目 施設管理費 11節 需用費の227万1,000円の不用額は、光熱水費、電気料の減によるものとなっています。

215、216ページの最下段から217、218ページにかけましての3款1項1目 予備費の50万円につきましては、未執行によるものとなっています。

以上で、「認定第7号 平成27年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について」の提案内容の説明を終わります。宜しくご審議下さいますようお願い申し上げます。

**◇委員長** 次に、「認定第8号 大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を求めます。

佐藤建設課長。

**◇建設課長** 「認定第8号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案内容を説明いたします。

個別排水処理事業特別会計の状況につきましては、各会計歳入歳出決算資料、27ページに記載されております。また、主要な施策の成果を説明する書類35ページ最下段に個別排水処理施設管理事業の決算額、財源内訳、事業内容等を掲載しています。

現在、197戸の浄化槽を管理しているところです。

それでは、決算の内容について説明いたします。決算書229、230ページになります。

1款1項1目1節 個別排水使用料です。調定額1,067万5,000円に対して、収入済額1,033万3,000円、収入未済額は3件、34万2,000円となっております。

収入未済額については、全て滞納繰越分となっており、現年分は完納となりました。収入未済額のうち、9月末までに3万2,000円の納入があったところです。

2款1項1目 一般会計繰入金から4款1項1目 町預金利子については、収入未済額はございません。

次に、歳出です。231、232ページです。

1 款 1 項 1 目 施設管理費、1 5 節 工事請負費 5 0 万円が不用額となっておりま  
す。対象となる工事が無かったことによる執行残となっております。

3 款 1 項 1 目 予備費については、全額未執行となっております。

以上で、認定第 8 号 平成 2 7 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決  
算の提案内容の説明を終わります。宜しく御審議賜わりますようお願い申し上げま  
す。

**◇委員長** これで、各会計の説明は終わりました。

次に、「大空町奨学基金運用状況調書」の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

**◇生涯学習課長** 決算書の 2 3 3、2 3 4 ページをお開き願います。

平成 2 7 年度大空町奨学基金運用状況調書につきまして御説明申し上げます。

調書の左側からになります。前年度末現在高の基金総額は、6, 7 7 6 万 2,  
2 9 6 円で、現金として 1, 4 9 9 万 3, 4 0 6 円、奨学資金貸付として 8 2 名に  
対し 5, 2 7 6 万 8, 8 9 0 円となっております。

決算年度中の基金増減額といたしましては、その他として現金に係る預金利子 3,  
4 7 1 円の増額でございます。

平成 2 7 年度中の新規貸付金は、6 名に対して 1 8 0 万円、継続貸付金は、1 2  
名に対して 3 9 6 万円の計 5 7 6 万円で、平成 2 7 年度中に返還された貸付金は、  
6 2 名から 1, 2 2 9 万 6, 0 0 0 円となり、年度末基金の総額は、6, 7 7 6 万  
5, 7 6 7 円、うち現金が 2, 1 5 3 万 2, 8 7 7 円、貸付金が 7 4 名に対して 4,  
6 2 3 万 2, 8 9 0 円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い  
申し上げます。

**◇委員長** 次に、「財産に関する調書」の説明を求めます。

藤田総務課長。

**◇総務課長** 「財産に関する調書」の説明をいたします。1 ページをお開きください。

1 公有財産 (1) 土地及び建物です。面積に異動があった主な要因につきまして  
説明いたします。

はじめに、土地についてです。

区分欄、公共用財産の公営住宅で、7, 1 5 0 平方メートル減少しています。現在、  
町営住宅の解体を進めています昭和団地と 2 7 年度女満別地区の分譲地として造成し  
ました土地の一部が同一地番となっており、宅地の分譲に併せ一体的に地番の合筆、



分筆を行いました。昭和団地は、町営住宅長寿命化計画で町営住宅としての利用を予定していないことから、今回宅地へ用途変更したことにより減少しています。

同じく公衆用道路で、948平方メートル増加しています。主に27年度女満別地区分譲宅地の造成に伴う公衆用道路の整備により、普通財産その他の施設から公衆用道路へ用途変更したことによるものであります。

同じくその他の施設で、1,720平方メートル増加しています。公衆用道路から雑種地へ地目変更したことに伴い、その他の施設へ用途変更したことによるものです。

山林で、90平方メートル増加しています。寄附により増加したものです。

原野で、4,687平方メートル減少しています。主に女満別空港に隣接する道道空港線沿いの土地を事業用地として、売り払いしたことなどによるものです。

宅地で、15,600平方メートル増加しています。主に分譲地造成に伴い、公衆用道路及び普通財産のその他の施設から用途変更したことなどによるものです。

その他の施設で、23,358平方メートル減少しています。地域の農業者へ貸付地を売り払いしたほか、分譲地造成に伴い宅地及び公衆用道路へ用途変更したことなどによるものです。

合計では、1万6,837平方メートル減少し、決算年度末では、3,028万4,605平方メートルとなっております。

次に、建物です。

はじめに木造ですが、公共用財産の公営住宅で、123平方メートル増加しています。中央さくら団地1棟の新築に伴う増加です。

同じくその他の施設で、237平方メートル増加しています。農業研修生等受入施設1棟の新築に伴う増加です。

下段のその他の施設で、295平方メートル減少しています。旧豊住小学校の教職員住宅5棟の解体に伴う減少です。

木造の合計は、65平方メートル増加となり、決算年度末で22,672平方メートルとなっています。

非木造は、公共用財産の公営住宅で、377平方メートル減少しています。中央さくら団地2棟の解体に伴う減少です。

下段のその他の施設で、1,497平方メートル増加しています。主に旧東京電波女満別工場の建物寄附に伴う増加です。

非木造の合計は、1,120平方メートル増加し、決算年度末で12万695平方メートルとなっています。

建物合計では、1,185平方メートル増加し、決算年度末現在では、14万3,367平方メートルとなっております。

次に、2ページになります。(2)山林です。

面積は、増減がなく、決算年度末現在高は、1,723万1,096平方メートル

となっております。

立木の推定蓄積量ですが、所有では、間伐・皆伐により986立法メートル減少していますが、自然増により4,915立法メートル増加しており、差引3,929立法メートルの増加となっております。

分収林では、自然増により51立法メートル増加しています。

全体では、3,980立法メートル増加し、決算年度末現在高で、35万8,938立法メートルとなっております。

ページが飛びまして、5ページをお開き願います。

2物品です。決算年度中の増減について説明させていただきます。

はじめに女満別地区分ですが、5ページ左下段の揚物機1台増は、学校給食センターで購入したものです。

6ページになります。左中段の除雪トラック1台増は、除雪機械の更新に伴い購入したものです。

7ページになります。右下段の農用地地図情報システムサーバー機1式減は、農業委員会所管のものを廃棄しています。

8ページになります。左中段のエアコンプレッサー1台増は、除雪センターに設置している機器の更新に伴い購入したものです。

9ページになります。左中段のカメラレコーダー1台減及び次のDVDレコーダー1台減は、女満別中学校のものを廃棄しています。

右側の下段、散水車1台減は、除雪機械の更新により廃棄したものです。

次の乗用車1台増は、総務課所管の車の更新に伴う購入で、1台減は産業課所管の車の廃棄によるものです。

次の塵芥収集車1台増、1台減は、更新によるものです。

次の除雪ドーザ1台減は、一般廃棄物最終処分場で、作業機械として使用していたものが使用できなくなり、売り払いしたものです。

10ページになります。左上段の乗合乗用車1台増は、生涯学習課でスクールバスの更新に伴い購入したものです。

中段のロータリー除雪機1台増は、除雪機械の増強のため購入したもので、1台減は、一般廃棄物最終処分場で作業機械として使用していたものが、使用できなくなり売り払いしたものです。

下段のフロントモア1台減、次のロータリーモア1台減は、いずれも建設課所管の芝刈機で使用できなくなったことから廃棄しています。

11ページになります。右の最後に記載しております要配慮者等管理システムソフトウェア1式増は、災害時における要配慮者・避難行動要支援者等のデータを管理するため福祉課で購入したものです。

次に12ページ東藻琴地区です。右上段の除細動器1台増、1台減は、東藻琴診

療所の機器の更新によるものです。中段の心電計1台増は、東藻琴診療所で購入したものです。

ページが飛びますが、15ページになります。左中段のボイラー1式増は、給食センターで更新したものです。

16ページになります。右上段の乗合自家用車1台増、1台減は、地域振興課の車の更新によるものです。

下段のスクールバス1台増は、生涯学習課で購入したものです。

17ページになります。左、最後に記載しております血圧脈波検査装置1式増は、東藻琴診療所で購入したものです。

18ページをお開き願います。3債権です。

町民税特別徴収分の26年度分4月～5月は、前年度末現在高2,422万8,000円と同額が減少していますが、全額納付となっているためです。

町民税特別徴収分の27年度分4月～5月については、276事業所1,242件分として2,487万7,000円増加し、決算年度末現在高に計上しています。

高齢者住宅整備資金貸付金は、1件分43万1,000円の残高に対し、1万3,000円の償還があり、決算年度末現在高41万8,000円となっています。

公共下水道受益者負担金等は、343件、1億3,070万9,000円の残高に対し、105万9,000円の収入があり、決算年度末現在高は、1億2,965万円となっています。

北海道市町村備荒資金組合納付金は、普通納付金で1億2,877万8,000円の前年度末残高で、配分金が128万8,000円あり、決算年度末現在高は、1億3,006万6,000円となっています。また超過納付金では、1億7,683万8,000円の前年度末残高で、配分金が142万7,000円、消防デジタル無線整備に係る起債償還財源として149万4,000円支消しており、差引6万7,000円の減少で、決算年度末現在高は、1億7,677万1,000円となっています。

納付金全体では、122万1,000円増加し、決算年度末現在高は、3億683万7,000円となっています。

次に、4基金です。決算年度中の増減について説明いたします。

(1) 大空町財政調整基金ですが、利子分39万6,000円の積立てで増加となっています。

(2) 大空町地域福祉・医療基金ですが、利子分70万円と新規2億7,863万8,000円の積立てを行い、女満別中央病院の医療環境等充実などのため2,072万1,000円を取り崩し、差引2億5,798万7,000円増加となっています。

(3) 奨学基金ですが、はじめに貸付金では、年度内の貸付実行額が576万円、返還額が1,229万6,000円となっており、差引653万6,000円が減少しています。その分現金で増加し、利子分の4,000円と併せて654万円増加し

ています。

(4) 北海道東藻琴高等学校教育振興基金ですが、利子分3万9,000円と新規649万5,000円の積立てを行い、実習費の原材料費などに充てるため802万9,000円を取り崩し、差引149万5,000円の減少となっています。

19ページです。

(5) 大空町簡易水道事業基金ですが、基金残高が少額であり、積立てして計画的に活用する状況にないことから、平成27年3月26日で基金条例を廃止したため、利子16円を含め、6万7,000円全額を取り崩しております。

(6) 大空町国民健康保険事業基金ですが、利子分1万9,000円の積立てで増加となっています。

(7) 大空町公共施設等整備基金ですが、利子分98万3,000円と新規1,335万1,000円の積立てで、合せて1,433万4,000円増加しています。

(8) 大空町減債基金ですが、利子分24万5,000円の積立てで増加となっています。

(9) 大空町介護保険基金ですが、利子分1万9,000円の積立と1,434万9,000円を取り崩し、差引1,433万円減少しています。

(10) 網走湖環境改善対策基金ですが、利子分1万3,000円の積立てで増加となっています。

20ページです。

(11) 大空町地域振興基金ですが、新規1億2,811万9,000円の積立てと平成21年度に職員住宅等建設の際に借入れた住宅供給公社借入金を繰上償還するため、当基金を活用し1億7,700万円の繰入運用しております。その元金償還分2,578万9,000円の返還による増加分と地域振興施設の整備に充てるため211万円を取り崩し、差引1億5,179万8,000円増加しています。なお、利子分88万円については、一般会計で支消しています。

(12) 大空町学校教育施設建設基金ですが、利子分2万6,000円と新規87万円の積立てで、合せて89万6,000円増加しています。

(13) 大空町国営美女地区かんがい排水事業基金ですが、利子分2万8,000円の積立てで増加となっています。

以上、説明を終了いたします。

◇**委員長** 次に主要な施策の成果を説明する書類の説明を省略し、「各会計歳入歳出決算資料」について説明を求めます。

藤田総務課長。

◇**総務課長** 続きまして「各会計歳入歳出決算資料」について説明します。

主なものについて、説明申し上げます。

4ページをお開き願います。4、5ページに繰越事業決算会計関係について、掲載しております

26年度から27年度に繰り越した事業の科目別決算内訳となります。国の経済対策に伴う補正予算によるもので、一般会計において予算総額2億2,655万7,000円の繰越明許費であります。事業の内容等については、決算の歳入歳出で説明したとおりですので省略いたします。

6ページになります。

決算収支の状況です。この表は、一般会計の決算収支が黒字であったか赤字であったかを表すものです。

27年度は、歳入歳出を単純に差し引いた額がC欄の1億9,835万2,000円で、繰越明許費に係る翌年度に繰り越すべき財源がD欄の6,477万円あり、実質収支は、E欄の1億3,358万2,000円となり黒字となっています。また、単年度収支のF欄は、実質収支における前年度との差で1,360万9,000円の黒字になっており、さらに右の欄の実質単年度収支のJ欄は、歳入と歳出の中で、財政調整基金に積立てをする、地方債を繰上償還するといった黒字的要素や財政調整基金の取り崩しを行うといった赤字要素を加えた場合に、単年度の収支が実質的にどうなっているのかを見るもので、27年度は、財政調整基金の積立てがG欄の189万5,000円であり、J欄は、1,550万4,000円の黒字となっております。

次に11ページをお開き願います。

性質別経費の状況です。この表は、歳出の性質別経費の内訳を示したもので、特に財政の健全性を示す経常収支比率について記載されています。

表の右から2列目の経常収支比率の中段のところに、81.6%と数値があります。これが27年度の経常収支比率であります。前年度と比較して3.5ポイント減少しています

これは地方消費税交付金が6,300万円増加し、地方債残高の減少とともに公債費で6,800万円、維持補修経費などで1億5,000万円が減少したことなどによるものです。比率は減少したものの、市町村の健全ラインである75%を超えており、財政の硬直化が継続している状況にあります。

次に14ページをお開き願います。

基金の状況です。こちらは一般会計に属するものについて記載しております。

財産に関する調書は、3月31日現在の基金に関するものでございます。基金の状況は、出納整理期間中に取り崩したものと積立したものも含んだ金額となっております。

区分の歳出決算額B欄は、積立額となっており、財政調整基金では、新規積立と

利子分で189万5,000円、減債基金は、利子分のみで24万5,000円、その他特定目的基金は新規積立と利子分で3億7,123万9,000円となっており、主に地域福祉・医療基金に1億7,600万円、地域振興基金に約1億1,000万円の積立によるものです。

また、取崩し額C欄は、その他特定目的基金で、2,943万8,000円あります。主に女満別中央病院の医療環境等充実に地域福祉・医療基金から約1,900万円、東藻琴高校の国内研修や実習費用へ東藻琴高等学校教育振興基金から約800万円取り崩したことです。

15ページを御覧いただきたいと思います。

地方債現在高の状況です。表の左1列目の区分欄には、地方債の名称、左から4列目には、27年度の発行額が記載されています。

27年度の一般会計発行額は、区分欄、上段の3災害復旧事業債で、27年10月の台風災害に伴う復旧事業に5,030万円の借り入れ、中段ほどになりますが、区分欄7 一般単独事業債の6段下に旧合併特例事業債があります。女満別運動公園の整備事業、農業研修生等受入施設の整備事業などに1億4,840万円の借入れ、区分欄9 過疎対策事業債では、東藻琴小学校大規模改修事業や道路事業、女満別中央病院医療環境等充実事業などに5億3,270万円の借入れ、そのほか下段の24臨時財政対策債の2億7,615万2,000円などで、合計は下段の10億3,135万2,000円の借入れとなりました。

27年度の元金償還額は、2列右側になりますが、下段の合計で、12億98万2,000円、27年度末地方債残高は、右から5列目の下段 合計で、前年度より約1億7,000万円減少し、109億8,856万円となっております。

続いて30ページをお開き願います。

バランスシートについて説明いたします。

新地方公会計制度の導入が提唱され、総務省改定モデルが示されたものに基づいて作成しております。

はじめに、貸借対照表です。借方、資産の部です。

1 公共資産の(1)有形固定資産は、今までに形成した道路や建物などの公共施設について、減価償却させ価格を表しています。

有形固定資産合計は、340億8,334万9,000円で、前年より約3億4,000万円減少しております。東藻琴小学校の大規模改修などにより教育で増加しておりますが、他の資産の減価償却が大きいため減少となっております。

(2)売却可能資産は、4,162万4,000円で、普通財産として売却可能な土地について計上しています。

公共資産の合計は、340億8,334万9,000円で、前年より約3億4,000万円減少しております。

2 投資等ですが、投資及び出資金、貸付金、基金などの年度末現在高を示しています。(1) ①投資及び出資金は、1億5,913万円で、前年と変更はありません。

(3) 基金等の②その他特定目的基金は、36億2,315万9,000円で、前年より約3億7,000万円増加しています。地域福祉・医療基金や地域振興基金などに積立てたことによるものであります。

④その他定額運用基金は、奨学基金で利息3,000円が増額となっております。

(4) 長期延滞債権は、過年度の税等の滞納繰越分で、前年より約600万円減少しています。

(5) 回収不能見込額に△397万7,000円があります。過去5年間の不納欠損の実績から、平均の率を乗じ統計的に算出した額となっております。

投資等の合計は、40億4,352万7,000円で、前年より約3億8,000万円増えています。

3 流動資産ですが、(1) 現金預金は、財政調整基金、減債基金を計上し、歳計現金は前年度の繰越金を指します。

(2) 未収金は、現年度分の地方税やその他使用料等の滞納額のことです。流動資産の合計額は、19億6,517万6,000円で、前年より約7,000万円増加しています。これは繰越金の額が前年度よりも増加しているためであります。

資産の合計は、公共資産で減価償却等により約3億4,000万円減少していますが、投資等で基金の積立等により約3億8,000万円が増加となるなど差引、前年より約1億1,000万円増加し、40億9,205万2,000円となっております。

次に右の欄の貸方、負債の部ですが、1 固定負債は、数年にわたって償還や負担をして行くものです。

(1) 地方債は、29年度以降の負債の額です。前年より約1億4,000万円減少し、98億2,011万5,000円となっております。

(2) 長期未払金は、債務負担行為で確定しているものを計上していますが、新たな設定が少なく償還額が上回っているため、前年より約6,000万円減少し、2億7,471万2,000円となっております。

(3) 退職手当引当金は、現在の全職員が退職した場合の額を計上するもので、11億5,776万4,000円となっております。

固定負債合計では、前年より約3億3,000万円減少し、112億5,259万1,000円となっております。

2 流動負債ですが、短期の地方債の償還金などを計上しています。

(1) 翌年度償還予定地方債は、28年度分の地方債の償還額です。前年より約3,000万円減少し、11億6,844万5,000円となっております。

(3) 未払金は、債務負担行為のうち、翌年度に支払うべきもので、前年より1,

000万円減少の4,424万5,000円となっています。

(5) 賞与引当金は、翌年度の6月に見込まれる期末勤勉手当の額で、6,655万6,000円となっています。

負債合計は、125億3,183万7,000円で、地方債残高の減少等により前年より約3億7,000万円減少しています。

純資産の部ですが、1公共資産等整備国道補助金等は、住民サービスを提供するために財産を取得した財源のうち、国、道から補助を受けたものです。

2公共資産等整備一般財源等は、公共資産等の形成に充てられた一般財源等を指しております。

3その他一般財源等は、一般財源のうち公共資産等以外に充てられた一般財源を言い、将来自由な財源として使用できる純資産を表しています。

27年度は、△35億1,486万4,000円で、前年よりマイナスが約1億6,000万円減っておりますが、将来、財源として自由に使用できる純資産がマイナスになっているということは、すでに将来の財源の一部が拘束されていることを表しております。

このマイナスの要因としては、臨時財政対策債を発行していますが、本来ならば交付税として算入されるべきものが、負債として残っているのが大きな要因であります。

また、減税補てん債や臨時税収補てん債など減税に伴い借り入れし負債になっているものもあり、それらの合計が約33億8,000万円あります。

大空町以外の自治体でも臨時財政対策債などを発行していますので、同様にその他の一般財源等は、通常マイナスになるといわれています。今のところこの数値の指標は示されておられませんので、適正な基準は分かりませんが、少なくともプラスになるよう努力が必要と思っております。

△35億1,000万円のうち、交付税で約33億8,000万円が算入されますので、差し引き1億3,000万円を目標として解消できればと考えているところです。

純資産の合計は、275億6,021万5,000円で、前年より約4億8,000万円増加しております。

負債、純資産の合計は、資産合計と同額となっております。

欄外の下段の説明ですが、貸借対照表に現れないものを参考までに記載していません。

※印1の他団体及び民間への支出金により形成された資産は、農協や病院、福祉団体等へ補助金として支出し、また道営事業など負担金として支出して形成された資産について計上しています。

27年度は、強い農業づくりのため農協への補助などをしておりますが、減価償



却費との差引で、前年より約2億8,000万円減少し、64億4,952万9,000円となっています。

※印2の債務負担行為では、③にその他がありますが、主に道営土地改良事業で債務負担しているもので、27年度で新たに藻琴山麓地区畜産基盤整備事業や女満別豊住地区農地整備事業が実施となるなど、前年より約7億4,000万円増加し、17億1,515万8,000円となっております。

※印の3は、特別会計も含めた地方債残高のうち93億3,255万5,000円は、償還時に地方交付税に算入されると見込まれるものを記載しています。特別会計を含めた地方債残高は、27年度末で約144億円ありますので、この交付税算入率は64.6%となります。

※印の4は、普通会計の将来負担に関する情報と記載されていますが、ここで言います普通会計とは、一般会計を指しています。一般会計の将来負担額としては、137億3,784万4,000円で、内訳は地方債や債務負担行為があり、特別会計の地方債負担分も含んでおります。

次に、基金等将来負担軽減資産ですが、144億831万6,000円となっております。内訳で、地方債償還額等充当基金残高42億1,714万4,000円は、公債費へ充当可能な基金で減債基金や財政調整基金などを言います。その下の地方債償還額等歳入見込額8億5,861万7,000円は、公営住宅使用料などの歳入です。地方債償還等充当交付税見込額は、※印の3で説明したとおりですので省略します。

差引、普通会計が将来負担すべき実質的な負債としては、前年より約4億8,000万円減少し、△6億7,047万2,000円となりました。この数値を標準財政規模で割った数値が将来負担比率となりますが、27年度は、先の定例会で報告しているとおおり、マイナスとなっていることから、算定されないこととなります。

※印の5については、土地の価格と減価償却累計額を参考までに記載しています。31ページになります。行政コスト計算書です。

この表は、1年間の行政サービスのうち福祉活動やごみ収集といった資産形成につながらないコスト面に着目した表です。企業会計でいえば費用に該当するもので、地方公共団体が行政サービスのために要したコストを表しております。

表の1の欄は、人に係るコストで、行政サービスを担う職員に係る人件費関係です。

2の欄は、物に係るコストで、地方公共団体が最終消費者となる物件費、維持補修費、減価償却費です。

3の欄は、移転支的コストで他の主体に移転して効果が出てくる社会保障給付、補助費、他会計等への支出額、他団体への公共資産整備補助金等であります。

4の欄は、その他に係るコストとして支払利息、回収不能見込計上額、その他で

あります。

経常行政コスト a 欄は、68億5,635万7,000円で、使用料や分担金等を除いた下段の差引純経常行政コスト a-d 欄は、64億9,969万8,000円となっています。前年より約3億円減少していますが、27年度は、町の資産とされない移転支的的なコストの3(4)他団体への公共資産整備補助金で減少していることが主な要因となっています。

この純経常行政コストは、生活インフラ、教育、福祉などの項目別に表しており、項目別、性質別にコストを把握することにより、行政経営においてよりコスト意識を高めるものになると思っております。

次に、32ページの純資産変動計算書について説明します。

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が、1年間でどのように変動したかを表した表です。

左側の純資産合計の列で説明いたします。一番上の期首純資産残高は、前年度末の数値であります。

次の純経常行政コスト△64億9,969万8,000円は、前ページの行政コスト計算書の左下段の数値をマイナス表示したものです。この純経常行政コストは、町税や地方交付税等の一般財源と補助金等の受入で賄われることになってきます。

臨時損益については、災害復旧工事などの臨時的なものについて計上されますが、27年度は10月の台風災害による1億4,747万3,000円があり、マイナス表示となっております。

その下の科目振替ですが、資本的な収入、支出に伴う純資産内部に生じる振替の部分でございます。

27年度の大空町の純資産合計は、下段の期末純資産残高となりますが、275億6,021万5,000円で、前年より約4億8,000万円増額となっています。純資産が増えた要因は、経常行政コストの減少と国庫補助金の増加等によるものです。

また、その他一般財源等も△35億1,486万4,000円ですが、前年より約1億6,000万円マイナスが減り、将来自由に使用できる一般財源が増加している状況にあります。

次に、33ページの資金収支計算書について説明いたします。

資金収支計算書は、歳計現金の収支の状況を3つの区分に分けて表わした財務書類です。

1の経常的収支の部は、人件費や物件費などの支出と税や使用料などの収入が表示されています。支出合計は、50億7,848万2,000円、収入合計は、地方交付税や国道支出金など71億5,336万円で、かなりの額を国費に依存していることが分かります。

差額である経常的収支額は、20億7,487万8,000円の黒字となっておりますが、これは公共資産整備や投資・財務的収支の部に財源が充当されることとなります。

2の公共資産整備収支の部は、町の社会資本を整備する公共資産整備支出と団体等に補助金として支出し、資本整備する経費を計上しています。収入は、これらの支出に財源となった国道補助金や地方債が計上されています。差額となります公共資産整備収支額は、△3億346万6,000円と赤字になっています。この赤字部分は、1の経常収支の黒字分で賄われることとなります。

3の投資・財務的収支の部は、支出に地方債の償還額や基金の積立金が計上され、収入には国、道の補助金等があります。大空町の場合、目立った収入はありませんので、差額である投資・財務的収支額は、△17億491万2,000円の赤字となっています。この赤字分も1の経常収支の黒字分でまかなわれたこととなります。

この3つの表を併せますと、表の下段にあります当該年度歳計現金増減額6,650,000円で黒字となっており、期首歳計現金残高、これは前年度からの繰越金に当たりますが、1億3,185万2,000円がありますので、結果として期末歳計現金残高は、1億9,835万2,000円の黒字となります。この黒字額は、貸借対照表の3流動資産の③歳計現金に計上されることとなります。これは一般会計の繰越金と同額となります。

欄外の※印の1ですが、一時借入金に関する情報であります。

一時借入金は、予算において限度額を設定しており、27年度の限度額は、15億6,000万円です。借入れの利子は、88万円となっております。

※印の2ですが、基礎的財政収支に関する情報です。

基礎的財政収支とは、公債費の償還額を除いた歳出と地方債の発行額を除いた収入のバランスを見るものです。また、財源調整機能を果たす財政調整基金や減債基金の取崩し、積立ても除くこととなっています。

27年度の基礎的財政収支は、3億7,225万1,000円の黒字となっております。

基礎的財政収支が黒字でありますので、毎年の政策的な経費が毎年の税収などによって賄われていることになってはいますが、多くは地方交付税が占めているという状況であります。

以上で説明を終わります。財務書類4表につきましては、総務省改訂モデルに基づき作成してきました。28年度の決算からは、全国統一的な基準による書類により作成することとなります。今後、全国の自治体との比較が容易になりますので、それらを参考としながら財政運営に当たってまいりたいと考えています。

◇委員長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後02時04分)

(再開 午後02時14分)

◇**委員長** 休憩前に引続き会議を開きます。

認定第1号から認定第8号までの審査を続けます。

ここで諸般の報告を行います。事務局長に報告いたします。

◇**事務局長** 諸般の報告を申し上げます。

沢出委員が早退されました。ただいまの出席委員は、8名であります。

以上でございます。

◇**委員長** 次に、監査委員から決算審査意見書についての説明を求めます。

近藤代表監査委員。

◇**代表監査委員** 「平成27年度の大空町一般会計及び7特別会計の決算審査結果」

につきまして、概要を説明申し上げます。

決算審査につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、それぞれの会計に関する審査を行い、その結果につきましては、お手元に配付の審査意見書のとおりであります。意見書の概要について御説明申し上げます。

審査の対象は、平成27年度の大空町一般会計歳入歳出決算、大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算、大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算、大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算、大空町基金運用状況調書、また附属書類として、大空町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

審査の期間は、平成28年8月8日から8月30日まで、後藤監査委員とともに審査を行いました。

審査の内容は、審査に付された平成27年度の各会計歳入歳出決算書及び事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金の運用状況調書等について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査並びに必要と認めたその他の審査を実施いたしました。

決算審査意見書に記載された数値については、財政状況調査等の調査がある場合には、数値に基づき千円単位で記載し、調査がない場合には、千円未満を四捨五入

して記載してあるため、実際の割合と異なる場合があります。

また、構成比率についても、合計が100%とならない場合がありますので、御理解願います。

審査の結果及び意見、審査に付された一般会計、各特別会計の決算書及び附属書類等は、法令の規定により調整されており、表示された計数は、関係諸帳簿及び証書書類等により照合の結果、正確であり、予算の執行についても適正に処理されていることが認められました。

平成27年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入は86億2,034万4,000円、歳出は84億1,199万2,000円で、26年度に比べ歳入は、7.9%、6億2,875万2,000円の増。歳出は、7.2%、5億6,225万2,000円の増となっており、形式収支は、1億9,835万2,000円、翌年度に繰り越す財源を差し引いた実質収支は、1億3,358万2,000円、前年度実質収支額の1億1,997万3,000円を差し引いた単年度収支額も1,360万9,000円といずれも黒字であります。

歳入では、歳入全体の11.2%を占める町税は、9億6,322万7,000円で、26年度の9億6,781万6,000円に比して、0.5%、458万9,000円の減となっており、主に町民税が増加し、固定資産税が減少しております。

一般会計の歳入全体の48.7%を占める地方交付税は、41億9,345万6,000円で、26年度の42億386万1,000円に比し0.2%、1,040万5,000円の減、27年度に借り入れた町債は、10億3,135万2,000円で26年度の9億9,688万8,000円に比し3.5%、3,446万4,000円の増となりました。

また、国庫支出金と道支出金を合算した金額は、12億7,478万円と26年度の7億3,419万8,000円と比し73.6%、5億4,058万2,000円の増となっています。

繰入金は2,943万8,000円と、26年度の1億2,783万3,000円に比し77%、9,839万5,000円の減となっており、財産収入は、6,729万円と26年度の3,979万2,000円と比し69.1%、2,749万8,000円の増となりました。

財政調整基金は、27年度の決算現在高において取り崩しを行わず、189万5,000円の積み立てを行い、総額14億1,773万8,000円となり、昨年度と比し微増となりましたが、減債基金及びその他特定目的基金に3億4,204万6,000円の積み立てを行い、基金保有額は増加となっております。

また、地方債の借入残高は、26年度決算に比べ1.5%、1億6,963万円の減となり、償還のピークを過ぎ年々減少の傾向にあり、27年度末で109億8,856万円と、各会計歳入決算額合算額を下回ることとなりました。

平成27年度の7特別会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入合計は、29億3,208万9,000円、歳出合計は、28億9,450万4,000円で、26年度決算に比し、歳入は4.8% 1億4,075万2,000円の増。歳出は4.9%、1億3,454万3,000円の増となっており、7特別会計を合算した形式収支は、3,758万5,000円。実質収支額も同額の3,758万5,000円といずれの会計も黒字であります。

一般会計と特別会計等を合算した決算総額についても、歳入は115億5,243万3,000円、歳出は113億1,649万6,000円で、形式収支は2億3,593万7,000円、翌年へ繰り越すべき財源の6,477万円を差し引いた実質収支も1億7,116万7,000円の黒字となっています。

一般会計における財政構造を見ると、経常収支比率は、25年度が82.1%、26年度が85.1%、27年度が81.6%と減少はしているものの依然として高い割合となっており、経常的な支出の比率が高く、財政が硬直化していることを示しております。

財政力指数は、25年度が0.239、26年度が0.238、27年度が0.239とほぼ横ばいで推移しております。

実質公債費比率については、11.9%と前年度より1.2ポイント減少しているとともに、将来負担比率についても、26年度に引き続き算出されておらず、計画的な行政運営の推進により、健全化への成果を見られるものの、これらの数値は歳入割合の多くを占めている地方交付税が大きく影響するものと見込まれるため、今後も歳入の確保と将来を見据えた長期的で計画的な財政運営が必要であると考えます。

歳入構成を見ると、歳入全体に占める自主財源の割合が、19.8%と26年度と比し1.8ポイント、1,715万4,000円減少しておりますが、主な要因は繰入金金の減少によるものであります。

また、歳入全体に占める依存財源の割合は、80.2%と26年度と比し10.3%、6億4,590万6,000円増加しておりますが、主な要因は、国庫支出金及び道支出金の増加によるものであります。

歳出における性質別構成を見ると、義務的経費の割合が34%と26年度より3.7ポイント減少し、決算額については3.2%、9,458万5,000円減少しておりますが、減少の要因は、特に公債費が減少しており、起債の計画的な借入、償還が行われていることが見られます。

歳出総額の中で、投資的経費の割合は、21.5%と前年度より4.9ポイント、5億819万円増加しており、限られた財源の中で、引き続き投資的事業の計画的な実施と事業の推進が図られているものであり、好転しない経済情勢の中で積極的に諸事の事業が実施されているものと判断されます。

歳出は審査を通じて、平成27年度も経費節減、効率的な事務執行、事業の見直し等、さまざまな取り組みがなされ、適正に執行されたものと認められます。

引き続き適正な予算編成に努めるとともに、流用に際しては、内容を精査し、流用で対応すべき案件か否か適切な判断のもとに行い、予算の適正な執行のため、庁内のチェック体制等の整備についても引き続き配慮願うものであります。

平成27年度の一般会計における町税収入は、26年度と比べ0.5%、458万9,000円減少しておりますが、調定額が545万8,000円減少したためであります。

滞納額を含めた徴収率は98%と前年度より0.1ポイント増加しており、現年度分の徴収率が0.1ポイント増加した結果、収入未済額も40万8,000円減少しており、徴収強化の成果が見られます。

財源の確保と負担の公平を図る観点から、引き続き徴収強化を図るとともに、固定化する滞納者に対して法的な対策を講ずるなど、収入未済額の圧縮が必要であるとともに滞納金の時効が中断するような手段も必要であると考えます。

町内では、税の滞納と同時に、公営住宅使用料や上下水道使用料などの公共料金も滞納している事例が多く見受けられることから、関係各課と連携し、町内で組織している収納率向上対策委員会等を活用し、共同徴収などにより徴収の強化を図るとともに、特に悪質と判断される滞納者に対しては、関係条例等に基づき、上水道の給水停止や公営住宅からの強制退去、差押え等の法的手段を含めた厳正な対応を行い、滞納金額の解消が望まれるところであります。

また、連帯保証人の提出がある債権については、未納が発生した場合には、保証人に対して速やかに通知するなど、未納額が高額とならないような迅速な対策についても引き続き取り組みを願うものであります。

なお、滞納者の生活実態を把握し、滞納処分、徴収停止等をしても資力の回復が望めないもの、他市町村に転出して居所不明となっているものなど、有効な徴収手段をとれないものについては、大空町債権管理条例に基づいて、徴収停止処分、または不納欠損処分等を引き続き実施することも必要であります。

経済全体は、穏やかな回復基調が続き、景気回復の鍵となる個人消費も持ち直しつつありますが、依然として地方経済における雇用、所得環境の改善は実感できず、3年後に消費増税を控えており、人口の減少、地方交付税の減少等を考えると、これからも一般財源の大きな増収は見込まれないものであり、これから想定される普通建設事業の実施や各種事業により町債の発行に当たっては、長期的な視野に立った財政運営の確保は引き続き望まれるものであります。

以上のように、実質公債費比率、将来負担比率等のケースについては、昨年度より好転が見られ、長期計画に基づいた財政運営が行われていることと判断されますが、国の財政出動の効果による事業の増加による影響も多く、また、財源の多くを

依存する地方交付税は、人口減に加え合併特例期間の段階的終了により、減収することが見込まれることから、国における地方財政計画を注視するとともに、長期的な視野に立った健全な財政運営が必要であり、より一層の効率的、効果的な経費負担を図るとともに、町民のニーズを把握し、求められる住民福祉の向上を図る事業の推進によって、町民とともに健全な財政運営を維持することが必要であると考えられるものであります。

次に決算の概要について、各会計別の決算額のみ御説明をいたします。

一般会計における予算現額87億5,165万9,000円に対して、決算額は、歳入86億2,034万4,000円、歳出84億2,199万2,000円、差引額1億9,835万2,000円、形式収支1億1,835万2,000円より翌年度へ繰り越すべき財源6,477万円を差し引いた1億3,358万2,000円が実質収支額であります。

国民健康保険事業特別会計の予算現額13億8,033万5,000円に対し、決算額は、歳入13億8,140万4,000円、歳出13億7,829万6,000円、差引額310万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、同額が実質収支額であります。

後期高齢者医療特別会計の予算現額1億780万6,000円に対し、決算額は、歳入1億728万4,000円、歳出1億727万5,000円、差引額9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、同額が実質収支額であります。

介護保険事業勘定特別会計の予算現額7億3,384万5,000円に対し、決算額は、歳入7億3,421万2,000円、歳出7億1,529万3,000円、差引額1,891万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、同額が実質収支額であります。

介護サービス事業勘定特別会計の予算現額798万2,000円に対し、決算額は、歳入934万9,000円、歳出776万7,000円、差引額158万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、同額が実質収支額であります。

簡易水道事業特別会計の予算現額3億2,419万2,000円に対し、決算額は、歳入3億2,500万8,000円、歳出3億1,854万円、差引額646万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、同額が実質収支額であります。

下水道事業特別会計の予算現額3億4,600万8,000円に対し、決算額は、歳入3億4,605万8,000円、歳出3億3,962万4,000円、差引額、643万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、同額が実質収支額であります。

個別排水処理事業特別会計の予算現額2,872万1,000円に対し、決算額は、歳入2,877万4,000円、歳出2,770万9,000円、差引額10



6万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、同額が実質収支額であります。

以上、平成27年度の大空町一般会計及び7特別会計に関わる決算審査意見書の説明とさせていただきます。

**◇委員長** これで大空町一般会計及び各特別会計の決算認定に関する説明は終わりました。

これから大空町一般会計ほか、各特別会計決算書及び関係書類並びに監査委員の決算審査意見書に対する質疑を議題とします。

最初に、一般会計のうち歳入の質疑を行います。

質疑ありませんか。

**◇品田委員** 無いようなので、教えていただきたく思います。

ページ27ですか、地方交付税、歳入、それとページ42、雑入の備荒資金の超過納付金、返還金についてです。

地方交付税については、国勢調査の数字が反映して、15町村ですか、減額ということでありまして、先ほど課長からの説明でも減額であるところというふうなことでありますけども、管内の中で、網走市は市ですから除いて、町村でどのぐらいの減額率で、私の大空町はどういう状況なのか。そのところちょっとお聞きをしたい。

備荒資金の方は、私も一般質問をしたり、町長から答弁がありまして、財産に関する調書の中で、町長さんのお約束のとおり、普通納付金と超過納付金に分かれて出していただき、大変ありがたいと思っております。

そんなことでそれを見れば、また疑問が出てきたので、お尋ねをする向きになりました。それは返還金のこと、多分、利息のことだと思いますけど間違っていたら、教えてもらいたい。

返還金とは利息ということで、債権の表の中で、利息と出ましたので、多分利息だろうかと、町長さんも利幅が多いというふうなことで言っておりましたけれども、たまたま26年度の決算書を見ますと、やはり超過納付金返還金と書いてある。

そうすると、普通納付金の返還金は、無いのでしょうかという質問なので、単純に無ければ無いというふうにお答えいただければ良いのですが、前回は課長からそういう説明いただいておりませんでしたので、付かないものなのかどうかということでございます。

この2点、お尋ねしたいと思っております。

**◇委員長** 総務課長。

◇**総務課長** 初めに、地方交付税のことでお答えを申し上げます。

普通交付税の増減について、管内的にどうなのかということで、お答え申し上げます。

27年度の普通交付税ですけれども、管内では、3市を除いて残りの15町村、この中で大空町では、約1,000万円ほどの減額となっております。

そのほか、湧別町、興部町、管内では3町が減額となっております、そのほかの町村については、増額といったような普通交付税の算定となっております。

管内の町村では、伸び率として約1.2%という状況となっております。

参考までに3市の方については、いずれも減額というような状況となっております。

それから、備荒資金組合の返還金の関係ですけれども、それぞれ普通納付金、超過納付金につきましては、配分金というようなことで、利息については付いてございます。

これについては、一般会計を通して納付するというようなことではなくて、備荒資金組合の中で、それぞれの市町村で納付しております納付金の方に、増額されて行くというようなことになってございます。

普通納付金、それから超過納付金については、備荒資金組合の資金管理の中で、増額をされて行くということになってございます。

返還金ということで、149万4,000円でございますけれども、これにつきましては、消防のデジタル無線を整備したときの償還財源といたしまして、備荒資金組合の方から超過納付金分を支消して、その財源に充てるために、町の一般会計の方に繰り入れをしているというような取り扱いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

◇**委員長** 藤田総務課長。

◇**総務課長** 質問の中で、回答が漏れておりましたけれども、国勢調査等による人口減の影響なんです、27年度の交付税につきましては、従来、平成22年度の国勢調査の人口を基準として、算定されておりますので、人口減にかかわる部分については、対象となってございません。

27年度の国勢調査の分につきましては、28年度の交付税の方から、算定されるということになってございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇**委員長** 5番 品田委員。

◇品田委員 私の聞いたかったのは、その中の管内の町村のそれぞれ減額率が出ていると思うんですけども、うちはその中で何%位になるのか。その位置付けをお聞きしたかったということなんです。簡単に言えば。

雑入に関しては、私は間違っていると、返還金は利息じゃないと、そうしたら、抜くときは、その返還金で抜くのと、支消金で抜くのでは、どういう違いがあるのか。

◇委員長 品田委員の質問は備荒資金の質問と理解したところですけども、備荒資金の質問については、後ほど財産に関する調書についての質疑のときがありますので、そのときに質疑してほしいと思います。

◇品田委員 雑入は。

◇委員長 雑入が出ているのはわかるんですけども、この質問については、後ほどの財産に関する調書のときに、聞いてください。

◇品田委員 出ましたから結構です。

◇委員長 もう一つの質問があると思いますけども。  
藤田総務課長。

◇総務課長 普通交付税の減額の関係で、管内的にどれぐらいの比率なのかということでございます。

大空町自体の伸び率というのがマイナス0.3%程度というような状況で、先ほど御説明しました湧別町ではマイナス2.7%、興部町ではマイナス1.5%ということで、下から数えまして、3番目の位置にいるというような状況でございます。

管内の平均では、1.2%の伸びなんですけども、町村の中でいきますと1.2%のプラスになっているんですけども、マイナスなっているところが3つの町ということで、その中で1番下から3番目のところに大空町というようなことでおります。

◇委員長 ほかに質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇委員長 これで一般会計歳入の質疑を終わります。  
次に、一般会計のうち歳出の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

1 番 上地委員。

◇**上地委員** 主要な成果でも載っているんですが、決算書の52ページ、主要な成果では3ページなんですが、元気づくり応援事業補助金、件数11件のうち被災地支援が1件と残りの10件についてお伺いしたい。

あと同じく、決算書の52ページ、7目の主要な成果では4ページ、地方創生推進事業でパンフレットの作成、確か5,000枚ほどというふうに主要な成果で出てたと思うんですけども、これについてどのように配付されたのか、または配置されているのか、これについてお聞きしたい。

次が66ページ、各種疾病予防対策、主要な成果では13ページで、この中で、各種疾病予防対策事業で子宮頸がん予防ワクチンについてですが、対象者143名に対して、ゼロ件、26年度の決算のときも2、3名程度だったと思うんですかこれについてお伺いしたい。

◇**委員長** 林総務課参事。

◇**総務課参事** 元気づくり応援事業に関する御質問でございますが、平成27年度に補助採択しまして補助金交付をしている団体等につきまして、東藻琴の自主的な版画のカレンダーづくりですとか、子ども会の運営等に活動している団体、あるいは産業の実際に輝農祭というイベント等がございますけれども、そういった事業における活動を行っている団体、あるいは青年団体活動を行っている事業、さらには自治会の中で記念事業としまして、自治会の記念誌を発行している自治会がございます。そちらに対する支援も行っているところでございます。

また、女満別の龍舞隊がさまざまなイベント等で、大空町のPRも兼ねた形で、事業を行っているところでありまして、そういったところにも支援を行っているところでございます。

その他被災地の支援、こちらの方にも事業交付金として支援をさせていただいているところでございます。

また、町のにぎわいづくりの事業の一環としまして、文化交流事業等も行われているところでありまして、そういった団体に対する補助も行っているところでございます。

27年度では、合計で192万4,000円の補助金を交付させていただいているところでございます。

また、地方創生に関します総合戦略のパンフレットの関係でございますけれども、こちらにつきましては、昨年、平成27年10月に策定をさせていただきました地方版総合戦略、こちらの対策事業等につきまして、一括してまとめまして、広く対

策事業についてのPRを行うための、パンフレットとして作成をしたものでございます。

作成部数につきましては5,000部作成をさせていただきまして、町民を初めとしまして、町内外の事業所ですとか、建設関係、不動産関係、あるいはふるさと会ですとか姉妹都市の関係の方々、さらには町外の自治体ですとか、北海道や札幌圏、あるいは首都圏、道内外に対しても広く協力も得ながらPRを行うといったことで配布をさせていただいたところでございます。

**◇委員長** 松川福祉課参事。

**◇福祉課参事** 上地委員の方から質問がありました子宮頸がんワクチンの関係でございます。

子宮頸がんの予防ワクチンの接種につきましては、子宮頸がん発症の原因の一つとされており、人パピローマウイルスの感染を予防するため、大空町におきましても積極的に勧奨し、平成22年度から任意接種の女性、そして25年度から定期接種になりましたので、平成27年度末までに、それら含めまして、現在、延べ183人接種に対して支援助成をしてきたところでございますけれども、平成27年度の接種につきましては、ゼロ件、また平成26年度につきましては、1件1人の接種に留まっているというような状況になっております。

これらの原因につきましては、御承知かと思えますけれども、副反応の関係が報告されておりまして、厚生労働省におきましては、その検証を行っているところなんですけれども、現在まで、原因の方がはっきりとわかっていないというような状況になっております。

そうした中で、平成25年の6月14日付けでございますけれども、厚生労働省健康局長名におきまして、各都道府県知事、そして知事から各市町村長に対しまして、子宮頸がん予防ワクチンの接種の積極的な勧奨を差し控えるように、そういった通知がございまして、本町におきましても、現在に至るまで、この通知に基づきまして、積極的勧奨を差し控えている状況になってございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

**◇委員長** 7番 齋藤委員。

**◇齋藤委員** 1点だけ確認させていただきたいと思います。98ページです。

給食センターの管理費のことが出ているんですけども、需用費の中で、143万2,000円の不用額が出ているということなんですけれども、これは単純に、この中身が電気代の減と先ほど聞いたのですけれども、この電気代の減というのは、要す

るにその調理自体が電気を使っているんだと思うんですけども、はっきり言って減るということは、作る数が減っているのか、それとも電気代が下がったのか、単純な質問なんですけど、よろしくをお願いします。

◇委員 長 田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 予算書97ページにございます給食センターの事業費の中で、143万2,000円の減額ということで御説明をしたところでございますけども、需用費の中には、消耗品、光熱水費等が含まれております。

先ほど御説明のとおり、概ね電気代として143万2,000円の減額となっておりますけども、人数が減ったとしても、使う電気量についてはそれほど変わりませんので、節電に努めた部分と、あとは電気料が若干安くなったというようなことで、この金額が減額となっております。

◇委員 長 ほかに質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇委員 長 これで一般会計歳出の質疑を終わります。

◇委員 長 次に、国民健康保険事業特別会計歳入歳出の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

5番 品田委員。

◇品田委員 127ページになりますけども、随分経っていますけども、特定健診の率が、一向に上昇しないという話がありますけれども、特定健診を受けていて、指導を受けて病院に行くようになれば、もう特定健診は受けないというのが大体、普通のパターンじゃないだろうかなという気が、私自身がそうですから、ただしポイントにするためには、みなし健診という形で、それぞれ病院には契約をして申し込めばできるというふうなことで、私も書類をもらいましたので、その旨を告げて、同じような検査というか、従来、通院しているときにするわけですけども、足りないものがあるのです。

カードを見せてくださいと言われたが、カードをもらっておりませんけども、国民健康保険カードはありますけれども、特定健診のカードっていうのはどういうことでしょうか。いや契約書の中で、そういうふうになっていますよと、私はもらってないんですけども、そういうことであれば、役場の方に私の番号があるんだろうと思いますが、私自身は認識ありませんと、役場の方に連絡してくださいと言ったんです。それで役場の方に電話して取ることができましたというので、どんなカー

ドなんですかって言ったら、要するに特定健診を申し込むときのA4の折り畳み式の紙があります。あれを言っているらしいのです。ところが、病院はそういうのを見ていませんから、契約文にカードと書いてあるから、カードを見せてくださいと言うわけです。

ですから、私の言いたいのは、単純にそれだけじゃなくて、検診率が上がらないのには、歳と取っていけば、ほとんど病院に何かと通っていますから、血液検査は、2カ月にいっぺんなり、しているはずなんです。ただ申し込めば、ポイントがどんどん上がってくるんだけど、どうやって良いかわからないということです。申し込みをしないものは、病院から役場の方に健診を受けましたとは来ませんから、手続上の契約は、病院同志で契約していても、行く人が全然そういうことわかってないと、申し込みの方法がわからない。結果、何も効果が上がらない。私は何人病院に通っているかわかりませんが、相当やっぱり、40歳過ぎて60歳過ぎれば、かなり病院に通っていると私は思う。

そうする人が、皆、みなし健診と見なされて、ポイントに加算されたら、私は、かなり行くんじゃないかなと、そこら辺が盲点ではないだろうかという気がして、予算時に聞いたら、具体的なことを教えてもらったのでやったら、そういう問題点が出てきたということなんですけども、課長の方でその辺、握っておられるんでしょうか。

◇委員長 南部福祉課長。

◇福祉課長 御質問がございました特定健診審査等の事業ということでございます。

26年度の実績でございますと、40%を切る健診率でございました。

そのときの理由としては、実際に1月に行うときの検診日に吹雪がぶつかりまして、健診ができなかったと、翌月に日程を回したけれども、お医者さんの都合ですとか、なかなか受ける方の都合も悪かったというようなことで、去年は低かったということは、思っております。

実際に27年度の実績でございますが、まだ暫定数値ですが、44.4%ということで約5%の伸びはしてございます。

その中で、やはり28年度予算の説明の中で、みなし健診を普及をして行って、今後、さらに特定健診の実績を上げていきたいということで、あくまでも28年度以降の事業として、みなし健診について積極的に勧奨してこうということで御説明を差し上げていたかなというふうに思っております。

それと先ほど、特定健診カードのお話もございました。

特定健診を私共は、受診券という形で行っております、それがカードと受診券ということで、市町村によっていろいろ葉書を使ってカードで行っているところも

あれば、大空町の場合は、色で分けてA4の用紙で発行しているということで、診療機関においては、葉書カードサイズかA4サイズかということの違いがあって、品田委員にそのような話をしたんじゃないかというふうには思っております。

27年度については、若干率も上がってきました。やはり先ほどお話がありました高齢者の方々等については、糖尿それから高血圧等々、生活習慣病で病院に掛かるので、健康診断は受けなくても、通常の治療で良いだろうというふうに思っておりますが、治療は、あくまでもその病気に対しての検査だけです。高血圧の方が糖尿病の検査をしているかというとしていない。それらについて今後みなし健診を利用して、病気以外、治療以外の部分についての検査をしていただくということで今現在、保健師が中心になって、また高齢者の方々が集まるところで、私どもも説明をして、受診率を上げるというよりも、やはり病気にならないための事前に自分の体を知っていただくということを理解をしていただいて、受診率を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

◇委員長 5番 品田委員。

◇品田委員 御答弁ありがとうございました。

そのとおりでと思います。ただし、私がおの時に考えたんですけども、特定健診の御案内のときに送るわけで、それは決して保存するものじゃないです。要するに受けないと思ったら、私の場合は、捨てておりました。保存をしておりませんでした。

また、町がやる特定健診の前に受けるという場合は、病院で血液検査を受けてまいります。そのときはもう、その券、そういうものは送って来てないわけですから、そういうタイムラグがある。ですから、お年寄りには、そんなことはめんどくさくてやりたがらない、ということになりかねないんじゃないかなという気がするんです。ですから番号が永久に変わらないんだろうか、僕自身が覚えがない。僕の特定番号がずうっと同じだったのか、ということも僕は知らない。ほとんどの方がそうだと思います。もしか自分のカードの番号だと思っていけば、保存するもんです。

そういう形のやっぱり周知もしてもらおうようにやっていたら、効果が少しは上がるだろうと私は思います。そんなことで、よろしく願います。

◇委員長 南部福祉課長。

◇福祉課長 先ほど品田委員の方からもお話ありましたように、医療機関との契約の関係もございました。

いろいろ受けていただく病院の方の体制もございまして、4月1日からという



ことにならないというのは、当然のことをごさいます、番号という形では、管理をしてごさいますけれども、カードをただ送っているだけばかりではなくて、広報を通じたり、またの広報の中に特定健診日程についても周知を図ったりという形をとってごさいます。

言われた部分での周知徹底については、いま一度どのような方法が適当であるかということも含めて、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

◇委員 長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員 長 これで国民健康保険事業特別会計歳入歳出の質疑を終わります。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午後03時08分)

(再会 午後03時18分)

◇委員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号から認定第8号までの8件の質疑を続けます。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」)の声あり)

◇委員 長 これで、後期高齢者医療特別会計歳入歳出の質疑を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計歳入歳出の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 上地委員。

◇上地委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

164ページの主要な成果では、344ページで、居宅サービス計画費1,858件について、どれぐらいの件数を町外の事業所が計画をつくっているのかお教えいただきたいと思います。

あと168ページの主要な成果では、35ページで、包括的支援事業で相談件数2,225件について、これについてなんですけど生命にかかわること、または、最近言われる高齢者等の虐待とかの相談とか、市町村に報告する義務もあるので、それについて何かあれば、教えていただきたいなど。お願いします。

◇委員 長 松川福祉課参事。

◇福祉課参事 上地委員の方から質問でありました、まず居宅介護サービス計画給付費の町外の件数ということで、御答弁させていただきたいと思います。

まず居宅介護サービス計画給付費でございますけども、目的は、在宅の要介護被保険者が知事指定する指定居宅介護支援事業者から、居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成に要する経費が全額給付されるものでございまして、平成27年度は1,858件の実績があるところでございます。

1,858件の内訳でございますけども、町内施設のケアマネジャーと町外のケアマネジャーに作成の方をお願いしてございまして、町内では、女満別、東藻琴両地区にございます法人の方で作成されてございます。こちらの町内での件数が1,564件ということになっております。

それ以外の町外の部分でございますけども、町外が294件ございまして、そのうち、美幌にあります地域ケアプラン相談センター、こちらの方が作成している件数が153件、それ以外で作成しているものが141件というような状況になっております。

それと、2点目の包括的支援事業の関係でございます。

こちらの方の件数が2,225件でございます、この相談区分の内訳でございますけども、予防給付であるとか二次予防、そういったものの相談件数が744件、全体の中で約33%でございます。

その次に、実態把握であるとか、あるいは健康、そういった相談になります件数が560件、全体の25%ほど、そして介護保険の利用だとか、あと認定、そういったことの相談というのが572件の約28%ほどでございます。

その他、健康の事後指導でございますとか、リハビリの関係、あるいはその他、もろもろの相談がございまして、こういったもので全体の約85%、1,872件ほどの件数となっております。

◇委員長 松川福祉課参事。

◇福祉課参事 すいません。御答弁の方、漏れてございました。

高齢者虐待の関係でございますけども、福祉課の方で把握しておりますそういった高齢者に対する虐待の相談等につきましては、今ところ1件もないような状況になってございます。

◇委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員長 これで介護保険事業勘定特別会計歳入歳出の質疑を終わります。

- ◇**委員 長** 次に、介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- ◇**委員 長** これで介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出の質疑を終わります。
- ◇**委員 長** 次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- ◇**委員 長** これで、簡易水道事業特別会計歳入歳出の質疑を終わります。
- ◇**委員 長** 次に、下水道事業特別会計歳入歳出の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- ◇**委員 長** これで、下水道事業特別会計歳入歳出の質疑を終わります。
- ◇**委員 長** 次に、個別排水処理事業特別会計歳入歳出の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- ◇**委員 長** これで個別排水処理事業特別会計歳入歳出の質疑を終わります。
- ◇**委員 長** 次に、基金運用状況調書及び財産に関する調書についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
2番 田中委員。
- ◇**田中委員** 財産調書の6ページにありますリールマシンのことについて、お聞きしたいと思います。  
86台とあるんですが、これは毎年、保管をしている農家に出向いて確認をしているのか、それともこれは事業で入ってる機械ですので、そのまま入った台数を載せているのかをお聞きしたいと思います。
- ◇**委員 長** 中村産業課参事。
- ◇**産業課参事** リールマシンは、町から女満別水利管理協議会の方に、道営事業等で購入した際に、一度その部分につきまして貸し出しを行い、契約の中には自動更新の項目がありますので、契約については、その都度行っておりません。

また、備品の確認につきましては、通常、各水利組合の方から、移動の申し出があった際につきましては、その受益農家、組合の方と協議の上、その移動した方の方にどのような形でリールマシンが行っているかというものを整理して、現在に至っております。

◇委員長 2番 田中委員。

◇田中委員 今、移動については、水利組合の方で、確認をしているということなんですが、近年、離農される方で、このリールマシンを保管している方がいるんですけども、その方のリールマシンは一体どこへ行っているのかと言う方がいるのですけれども、全部そういう確認はとれているのでしょうか。

そして、何年も経っているものなので壊れて使えないものという物がもしありましたら、それは財産となるのかということも聞きたいと思います。

◇委員長 中村産業課参事。

◇産業課参事 移動しているものにつきましては、先ほど言われますように離農した方につきましては、御指摘のとおり、10年以上を経過しているリールマシンもございますので、使用できない方のところへ貸し付けをしているというような形をとらせていただいております。

現在、女満別南部地区で事業継続しておりますので、そのリールマシンの壊れている部分の補修について、現在協議をしている最中でございます。

道営事業の中では、修理ということは、全道的にしていないというような回答をいただきまして、更新をして行くということが事業の中でのメインということで、先日、南部地区の、受益農家さんにアンケートを取らせていただきまして、現在、更新等、そのリールマシンの補修について検討している最中でございます。

補修につきましては、道営事業の中で出来ないということでございますので、今後検討しまして、団体事業、市町村が事業主体になる事業の中で補修をして使用していきたいというふうに考えております。

またその中でも、リールマシンを今後、使わないと言われる方が何人かいらっしゃいましたので、その部分の取り扱いについては、水利管理組合と協議しまして対応して行きたいというふうに考えております。

◇委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員長 これで基金運用状況調書及び財産に関する調書についての質疑を終わり

ます。

◇**委員長** 次に、監査委員の決算審査意見書についての質疑については、本日1時までには通告はありませんでした。

これで、監査委員の決算審査意見書についての質疑を終わります。

◇**委員長** これから総括質疑を行います。

「主要な施策の成果を説明する書類」並びに「平成27年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告」を含め、各会計を通して、総括的な質疑があれば発言を許します。

質疑ありませんか。

2番 田中委員。

◇**田中委員** 平成27年度は、合併10周年ということもありまして、さまざまな記念事業が企画をされ、また実施されてきたわけですけれども、その記念事業に対する全体を通じた総括は、行わないのかどうか。お聞きしたいと思います。

◇**委員長** 林総務課参事。

◇**総務課参事** 平成27年度に行いました合併10年を記念いたしました各種記念事業につきましては、全体で23に上る事業を実施したところでございまして、総額で約4,200万円程度の事業費を掛けて実施したところでございます。

これら事業につきましては、大空町の誕生10年を契機としまして、町民相互の融合ですとか、一体感の醸成といったようなものに図られていたのではないかなどという考えているところでございます。

こういった取り組みなど、あるいは交流された経緯など、これらをきっかけとしまして、さまざまな大空町の今後の発展、振興につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

◇**委員長** 山下町長。

◇**町長** 私からも申し上げたいと思います。

27年度、記念事業を行いましたけれども、その記念事業を特筆して評価を加えるとか、検証するという考え方は持ってございません。

その他もろもろ、さまざまな記念事業などもありますし、毎年行っている事業などもございます。

27年度に行いました事業などについては、この決算においてつまびらかにさせていただいておりますので、この中で皆様方からそれぞれの感想や御意見、また、評価など賜ればありがたいと、そのように考えているところでございます。

◇委員 長 ほかに質疑ありませんか。

◇齋藤委員 7番 齋藤委員。

今、前段で同僚委員が質問したのとほとんど同じ内容だったんですけども、違った角度で、もう1点だけお聞きしたいと思うんですけども、本当に10周年記念事業、項目が多い中で、ほとんど適正に予算付けして、また準備も周到だったせいもあって、不用額がほとんどなかったということに敬意を表するところであります。

本当に職員の皆さんもあらゆる分野で動いて、敬意を表しております。

その中では、今の効果という形で、前段の委員が聞かれたのんですけども、その中でもう一つ違った角度でいろんな事業は確かにありますが、この中で、できれば継続しても良いのかなあという事業もあったのかなと思っております。

その中で今、町長の答弁もあったんですけども、将来的に、毎年でなくても継続できるような事業がなかったのかどうか、その辺だけお聞かせ願いたいと思います。

◇委員 長 山下町長。

◇町 長 イベント的な要素のものが多かったわけでありましてけれども、中にはたすきりレーのように何日もかけて行うという事業もありました。

また、記念の舞台などは、発表は1日ではありましたが、そこに至るまでには、何カ月もかけて練習をして、そしてお披露目をしていただいたと、そういった事業もあります。

そんな中で、私に寄せられました御意見といたしましては、運動会などについて、東藻琴の地域の方々からは、10年ぶりだったと、やるのは大変だけれども良かったねと町民の意見箱の中にも、またこういう形でやれば良いですねと、継続も検討してみてくださいと、そのような意見もありましたし、お尋ねになられる方も何人かおりました。

一方で、やはり過去の経過などから、毎年というのはなかなか疲れると言いますよ、エネルギーがなかなか溜らないのではないかと、そんな御意見もございました。

そんな中で、過去、女満別では4年に1度というスパンで取り組んだ事例もございます。当然28年度は実施をしていないわけでありましてけれども、そういった御意見なども踏まえて、どういった期間でもって、こういったものができれば良いの

かと、そういうことも含めて、もう少しいろんな方の御意見を頂戴してみたいと思っております。

先ほど言いましたような御意見がありましたことをこの場でも御報告をさせていただきたいと思っております。

◇**委員長** ほかに質疑ありませんか。

8番 松岡委員。

◇**松岡委員** 財政については、監査意見書の中で、細かく明記されておりますので、そういうことにつきましては申し上げますが、一時、償還ピークのときは、うちの町はどうなんだろうかなって、かなり心配をして、やっていけるんだろうかというような思いもあったのも事実であります。

その中で、計画的な起債借り入れ、計画的な償還ということで、27年度109億円で地方債残高が減りました。もう一息で2桁になるだろうと思っております。それはもう少し先になることと思っておりますけれども、その中でも、実質公債比率も、昨年の13.1から今年度11.9と下がっていると、非常に努力をしていただいているなということは、評価をさせていただきたいというふうに思います。

特に私ども自分の商売として土木建築業者さんに広く御付き合いをさせていただいておりますけれども、大空町は良いよなど、仕事もたくさんあるし、支店も出したいというような地方の業者さんもおられます。

それぐらい、他所から見ると大空町は一生懸命頑張って、工事も含めて出しているという評価をいただいているんだと思っております。

今回、私は不納欠損のことについて、1点まずお伺いをしたいと思っております。

滞納債権の回収、徴収につきましては、収納率向上委員会、また大空町債権管理条例の活用によりまして、非常に頑張らせていただいております。そのことは評価に値をするんだと思っております。

決算書ベースでいきますと、平成24年が192万7,000円、平成25年度1,006万9,000円、昨年、120万円、今年度492万7,000円という決算書ベースの数字でありますけれども、これについては、居所不明、資産が無い、いろいろな中で時効も関係していますし、取り得ない債権でありますから、やむを得ないというふうに思っておりますけれども、ただ、延納誓約なんかも取られて、なかなか厳しいところもあるのですが、払えるだろうと周りから見ているところに対して、悪質とは言いませんけれども、もっと厳しくすべき部分もあるんだというふうに思っております。

今年は4月に裁判を起こすということで、かなり強行に出られて4月の中旬には自主退去をしているということもありまして、町の強硬な効果というか、そういう

ものが少し知れ渡ってきたのかなというふうに思っております。

ただ、不納欠損をした場合について、当然、先ほど言いました居所不明ですとか、それから資産が無い者については、これはやむを得ない部分でありますけれども、町内在住の中で、不納欠損を町がした場合について、そのことについて当事者に通知的なものをされているのか、されていないのか、されることによって、またいろんな弊害も出ていることも予想されるのです。

ただ、町が不納欠損しました、こちらだけで終わりで済んでしまっているものなのか、それとも相手に対して、どのような通知をしているのか。

そういうことをまずお聞きをしたいと思います。

それと、もう1点は、最近、伝書鳩に町の広告と言いますか、出ております。

一つは、宅地造成の売買の件、それから、特定公共賃貸住宅の入居、それから単身者住宅の入居について、募集の中身であります。

私どもは、大いに使うべきだというふうに思っています。伝書鳩につきましては、管内限なくとは言いませんけれども、2万8,000部でしたか、部数が出ていますから、大いにすべきだというふうに思っています。

その中で、実は8月20日に、分譲の関係も出ておりました。それは分譲を女満別側と東藻琴側とそれから栄町の古いところ、分譲の広告が出ておりました。その下に、2年以内に立てると200万円の補助があるということが出ておりました。

実はそれだけなんです。私は思うことは、せっかくそうやって、お金を掛けて広告を出すのですから、もう少し効率良く、例えば、今年から給食費が無料ですとか、中学校までの医療費の無料化ですとか、町がやっている施策はたくさんありますので、ただ土地を売ります、どうでしょうかというだけじゃなくて、そういう呼び込む方法として、そういったものを一緒に載せて行くべきだというふうに思っておりますので、今後そういうことも含めて、対応していただきたいというふうに思っております。

まず1回目の質問とします。

#### ◇委員長 山本住民課長。

◇住民課長 松岡委員からありました滞納の不納欠損の件でございますけども、今町の収納向上対策委員会の中では、情報共有をしまして、町内の不納欠損をしたものにつきましては、それぞれの担当課の方から通知をさせていただいております。

また、もっと厳しく町内在住者については、すべきだということで、今、例として4月の公営住宅の話が出ましたけれども、実際には裁判までには至らず自主退去していただきましたけども、その他にも、長期の滞納者につきましては2件の方については、自主退去していただいたケースもございます。



裁判まで至らない中でも、担当の方から何度も足を運びまして、そういう方につきましては折衝するのと、それから当然保証人の方を通じて、何度も折衝させていただいて退去していただいた、今年の中では、他に2件の方がいらっしゃったということでもあります。

そういう中で我々としましても、なるべく粘り強くそういう折衝をさせていただいているというのが現状でございます。

それから、伝書鳩につきましては、今年、町外在住者が多いという特定公共賃貸住宅、それから単身者につきましても、そういう方々に広めるということで、さまざまな広告媒体を使いまして、周知をさせていただいているのが現状でございます。

**◇委員長** 川口副町長。

**◇副町長** 今、山本課長の方から不納欠損にということがございました。

私どもも今、委員会の中で最終的には、推進委員会という中で、その不納欠損について協議をいたします。

今言われたように町民の目から見て、この人が払える能力があるのではないかというふうに思われる件もあるのではないかということですが、もちろん、そこところは、法律に照らし合わせながら、そういう懸念がされていても、こういう形で私どもも調べたという、きちっと証拠を残す、当たり前のことなんですけれども、そういうことを一つ一つ進めること、また公債権と私債権によっては、特に公債権は差押えができるということの中では、やはり差押え禁止財産ということがございますので、そことも法律に触れないようにしながら、今言われた疑念というか、懸念をされないように慎重に判断をさせていただきたいと、そうなる前に、やはり全ての資産をできる限り調べるところから、もう一度原点に戻ってやるということで、本当に生命保険の果てまでということ、取り組んでまいるということで、慎重に扱っているということ、肝に銘じて進めていきたいと、このように考えておりますので、御理解を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

**◇委員長** 町長。

**◇町長** 私からも、全体を通じて、御説明を申し上げたいと思います。

平成19年度の実質公債比率は、24.3%でございました。今回の決算では、11.9%、大きく低減している状況にあります。

また、一般会計だけではなく、その他全ての会計を足しますと、大空町発足時には208億円の起債残高がありましたけれども、現在、約144億でございます。

また、債務負担行為なども、当時、非常に大きな額で27億円ほどございました。

けれども、現在が約4.7億円、この二つの債務負担行為と起債の残高というものの負債を見ると、この間10年間で87億円の低減になってございます。

一方基金は、当時32億円だったものが、いろいろ将来の備えということで積み増しをいたしまして、現在57億円ということで、当時から25億円増えている状況になります。

しかし、監査委員の意見書の中にもございましたとおり、私どもの町の歳入の多くを占めるものは、地方交付税、この先の見通しがどうなるかによっては、財政というのは急激に悪化をする恐れもございます。その都度その都度、検証しながら運営に取り組んでまいりたいと思っております。

また、不納欠損の関係でございますけれども、これは手続上決めまして、どうしてもお納めいただけない状況がある場合については、不納欠損をすることが許されてはおりますけれども、これはある意味もろ刃の剣というところの要素もあるのではないかと、しっかりとお納めいただいている方々から見たときに、どうなのかと、そういったものを透明感を持って説明できるものをしっかりと作っておかなければなりませんし、税、また使用料というものについては、公平感というものが、非常に大切ではないかと考えてございます。

そういったことをしっかりと受けとめながら、徴収に当たるということが大切ではないかと考えているところでございます。

また、平成28年度の予算の審議をいただいた折にも、うちの町はなかなか外に向かってのPRが上手じゃないのではないかと、もっと思い切ってというお話をいただいたかと思っております。

先ほど、昨年つくりました総合戦略のパフレットなど、どこに配布したかという御質疑もありましたけれども、町民の皆さんに存じ上げていただく、内容をわかっていたかということはもちろんでありますけれども、外から私どもの町に移っていただいて住んでいただくということも念頭に置いているものでございますので、町外の不動産を取り扱う事業所でもありますとか、また、私どもの町の企業の方々に対するアプローチもありましたので、家庭ばかりではなく事業所にも配付をさせていただき、そんな中で、宅地造成でありますとか特定公共賃貸住宅、今までなかなか踏み込めていなかった住環境の整備を行って、移住を進めようというところで行った事業などについても、広くいろいろなところに配付されている広報媒体を活用させていただくということで、今回、取り組ませていただきました。

しかし、まだまだ十分ではないかと思っております。

現在、移住などについては、パンフレットも作成をする、そのことだけではなく、情報と言いましょか、問い合わせのあった方などについては、さらに詳しく説明をするための資料の作成をしたり、現在はその冊子ばかりではなくて、DVD、そういう媒体にしていろいろなところに持ち込んで、もしくは発送して御覧いただく

という手法なども使って、町の全体の施策、移住施策でありますとか、子育て施策、住環境の施策というものを総合的にPRをして理解していただく、また興味を持っていただくということにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

まだまだ至らないところもございますけれども、そういう歩みを行わせていただいておりますので、この機会に皆さん方からも、ぜひPRをいただければありがたいと思っておりますし、また、活用について御指導いただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。

◇委員長 8番 松岡委員。

◇松岡委員 財政状況について、町長から説明をいただきました。

私が、この不納欠損、滞納等にちょっとこだわっているのは、実はある場面で、年金をいただいて公営住宅に住んでおられる高齢の方から、当然、年金ですから収入が少ない中で、ちゃんと払っているんだということなんです。

若い人でそんな人はいないですよって言われて、ちょっと答弁に窮したことがあります。やはりさっき町長が言われた、町民に対して町は公平であるということの観点からいくと、滞納をされている方について、やはり厳しい措置をすべきだと。それと今、不納欠損については、その段階で告知を相手にするという事で、告知された方は、この分なくなったんだなって、悪く言えばそういう感覚にも取られるかなと。

だから、特に町内在住の方については、厳しくしていただきたいというのが私の思いなんです。

それと、もう一つは、先ほど分譲地の件もありました。たまたま19日の、読まれた方もたくさんおられるかと思いますが、ふるさと納税の上士幌町のことが出ていました。最後の方に、十勝管内の他町から上士幌まで50分かけて通勤していた何々さんは、4月に町内に移住をしてきたと。長男がおり、決めたのは子ども園と18歳以下の医療費の無料化、以前は保育費が1万5,000円掛っていたので助かりますというような記事が出ていました。

やはり、子育て世代の方々には、1,000円、2,000円のお金もそうでしょうし、その町がどういう施策をしているかということに対して、興味を持ってもらえるのだと思います。ですから、せっかく今回もそうですが、8月20日に伝書鳩さんに載せましたので、そういうことも載せて周知してもらおう、それと、各課の横の連携をやっぱりとられるべきだと、これは企画なのかな、これを載せたのは。今言った医療費の無料化ですとか、給食の無料化ですとか、ほかの横の課とも連携をしながら、こういう広告に載せるということも大事だろうと、自分のとこだけじゃなくて、他の相当課の部分も合せて町の施策を載せるということも大事だろうと思

うので、そういうことを含めて、今後、対応していただければというふうに思っております。

◇委員 長 藤田総務課長。

◇総務課長 分譲地に係ります情報誌、新聞等への広報掲載等につきましては、分譲地を売りたいというところに主眼を置きながら、広報活動をしていたというような現状でございます。

松岡委員から指摘、御意見をいただきましたことにつきましては、今後、広報活動を行う中で取り組める部分を十分に活用させていただいて、町全体としてのPRを含めて、広報を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも御指導よろしく申し上げます。

◇委員 長 山下町長。

◇町 長 先ほど言いました不納欠損、それなりの理由があるとは言いながら、隣近所の方々、そういった方々と言いましょか、町民の方々に全てをつまびらかにできているわけではございません。

だからこそしっかりと透明感のある、公平感のある対応をしていかなければならないと、特にそのことが見える町内においては、通常の納付がかなわない方に対しては、その状況をしっかりと確認をして、本来納められる方については、厳しく接するということを旨としてまいりたいと思っております。

町内への移住等につきましては、私が今考えておりますのは、やはり移住をしてくるのであれば、少なくとも子どもさんが小学校の低学年のうちに移らないとなかなか移り切れないのではないかと、そのように考えております。

先日、札幌で前地方創生担当大臣の石破茂さんの話を聞く機会がありました。

今回、国が持っているさまざまなデータを各市町村にお渡しをしている。またそれは国民どなたでも見られる状況になっていると、そういうことを言われておりました。

私どもが頂いた人の移動の状況などを見ますと、例えば場所であれば、網走や美幌という隣町よりは、北見市に対して非常に多くの方々が移動されている。また年代層も30代前半の方が多いというような状況でございます。やはり生活の利便性というものを感じられて異動されているということではないかと、そのように感じております。

さらにそれよりも魅力のある住環境でありますとか、教育環境、そういったものを提供していかなければならないと思えますし、ある程度の年齢になれば、それぞ

れの土地で自分で住宅を建て、そこを拠点としてしまうということが多くなってまいりますので、それ以前に私どもの町の魅力に気づいてもらう、そのアプローチというのが必要ではないか、先ほど言いましたいろいろなデータをしっかりと分析をして、どういった方々に、今の私どもの町の政策を伝えていかなければならないか、そういうことも大切ではないかと考えております。

そういうように考えますと、一つの施策だけの問題ではありませんので、医療のことも教育のことも住環境のことも含めて、また仕事場のことも含めてでしょうか、そういうことも含めて情報を提供していかなければならないと、そのように考えてございます。

大きな窓口は、総務課企画担当が担っておりますけれども、それぞれ所管している分野もでございます。定期的に総合戦略に掲げたそれぞれの政策というものをもう一度検証して、横の連携を図りながらアピールをする、そういうことにこれからさらに力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げますと存じます。

**◇委員長** ほかに質疑ありませんか。

5番 品田委員。

**◇品田委員** 先ほど来から、藤田課長の方から随分長く財務諸表について、毎年のこととでございますけれども、一連の説明をいただきました。

今年の決算の特徴と言いますか、これも予算のときに話をしたのですけれども、うちどもは総務省の改定モデル方式を採用してと、これはもう全く議会としてはわからなかったことでありまして、来年度からは基準モデル方式を採用するんだというようなことで、先ほど来も意気込みを語っておられましたけれども、議会としては、まだそういった内容の説明を細かくいただいている。いわゆる総務委員会で、第1回目の説明があったようでございます。私はその資料しか持ち合わせておりません。

議会側から用意したものではございませんけれども、たまたま息子が東京都港区におりますので、出張の際に寄った時に、もっともっと詳しい内容の広報が届いておりましたので持ってきてまして、財務の方にコピーをしてお渡しした経緯があるのです。だけれども、来年からどんなふうになるんだというようなことは、全くわからないところでございます。

財務というのは、そんなにめちゃくちゃ難しいことじゃなくて、財産と資産等を差し引いたものが正味資産。簡単に言うと三つなわけで、ただ、その中のいわゆる勘定科目が一定じゃない。都道府県によっては、もう全然違うとか、市町村によっては全然違うとか、この都との内容とは、大分違うというのがあります。

そういった漏れと言いますか。私はその中で、たまたま町長さんにもお話しさせていただきました備荒資金のことを言われたんですね。法外に出ていると。あくまでも貸借対照表は、全部包含しなければ意味をなさないもの、他のものを足してやるということではできないものです。その中に全部入らなきゃならないものなのです。

そういったことが、いわゆる総務省からどういうふうな形で来ているのかということは、私どももまだ聞き及んでいない。予算の話から6カ月経っているわけですが、そろそろそういう内容もわかってきているのではなかろうかなというふうなことでございまして、来年の9月でございまして、すぐのことです。

そんなことで質問を二つほどさせていただきたい。

課長さんも、前課長さんも本当に力説して、この30何億円ですか、この内容について何度も何度も説明を繰り返して、本当にありがたかったかなと思います。同じように藤田課長さんもそういった説明をしてもらいました。

去年は3億円ぐらい減をしましたが、今年は1億円戻った、そしていろいろなものを、交付税算入の額も差し引いたら1億5,000千万円程度なんだというふうな話も先ほどされました。そうすると、私は思ったんですけども基金の内容みたいなもので漏れているのは、備荒資金3億円あるじゃないかと。それをまるっきり財産に入れたら、プラスになるんじゃないのかというふうなことだとか。収入未済額の件であるとか。そういった類の勘定科目が一定程度の東京都と一緒にそろえるという形が多分、総務省の内容でないのかなと。また、財政的なこと言うと、総勘定元帳と言いますが、実際には総勘定元帳というのは、あるのかないのか、この間も聞いたけども、お答えがなかったんですけども、多分ないのだろうと、総勘定元帳に載っていないければ、当然、財務貸借対照表の勘定科目には載りません。それがいわゆる不祥事を生じる。

この間、産業建設常任委員会の中で、わずかでしたけども、また未払金、整理期間中に払わずに8,000何百円が出た話を受けたまわりました。大変小さな額でしたから、私は質問いたしませんでしたが、何故にそういうことが起きるか、そういうことがやっぱり仕分けなんです。いわゆる仕分けを漏れると、そういう形になるんだということなんです。

その辺の話、もう6カ月経っていますから大体どういう形になるんだと、来年の形は、どういう形式になるんだよということがわかれば、聞かしてもらいたいなということが1点です。

もう1点は、これも先ほど来から説明をされておりましたけれども、いわゆる行政コスト表、これについては意外やその内容は、説明をされておらなかったんですが、私はいつも見ていると、コストが64億9,900万円、そのうちいわゆる使用料、手数料、こういったものが、分担金、負担金、この割合が、ここに5.2点と出ています。この5.2とは何を指すのか。何と比べたら良いのか。どこと比べたら

良いのか。そういったことがわからないで、これを我々は表示して見ているんですが、この5.2の意味合いが、藤田課長、分かっているんであれば教えてもらいたい。

東京都の内容では、説明書がついていると思います。負担が小さい東京都は、あれだけ人口の多いけども、小さいんです。私の記憶だと3.5、大空町はこれで見ますと5.2、こういったことが、先ほど言った町長さんの答弁の不公平感とか地域間のそういったものの指標になるんだと、まず自分の作っているものが何のために作っているのかということがわからないで、長い時間かけてこれだけ重要なものを作り上げているのだけども、分析ができなければ、どんなものを作っても、公会計に迫ったというふうなことにはならないのではないのか。私は常々そう思っています。

議員になって以来、財務諸表について何度も確認をさせていただきまして、信じ込んでいたんですが、違ったものが出てくるなという感じを私は予感はしてるんでございますけども、現在、わかる範囲で結構でございますけども、お教えいただきたいと思います。

**◇委員長** 藤田総務課長。

**◇総務課長** まずは、財務諸表に係ります28年度から作成の関係でございますけれども、ひな形としましては、国の方から示されております。

ただ今、28年度に財務諸表を作るための公会計制度へのシステム改修をやっておりますけれども、その中で順次、進めておりますので、来年度までにはきちっとしたものができると思います。何度か説明をさせていただいておりますけれども、財務会計につきましては、従来、やっている手法と変わってこないということで、財務書類をつくるために、それを現在の単式簿記の財務会計を財務担当の職員が整理するかと思いますけれども、それを複式簿記化にして行くというような状況になってございます。

勘定科目の方なんですけども、これも国の方で基準が統一されておりますので、それは定められております。しかしながら、その中で単純に機械的に処理できないものがございますので、これにつきましては、手動で財務の担当職員が、振り分けをするというようなことで決算書を作って行くというようなことになってまいります。それにつきましては、後ほど必要であれば、ひな形の方はお見せしたいと思います。

それから、行政コスト計算書の5.2%のところでございますけども、大変申しわけございません。5.2%と出ておりますけれども、どの数値が適正なのか、そういったところの数値がどうであるかというのが、ちょっと把握してございません

ので、申し訳ございません。

◇委員長 山下町長。

◇町長 決算というものは、数字の単に積み上げ、割り返しばかりではなくて、その数字をどのように見るかという、その分析をそこに求めていかなければならないものと、そのように考えてございます。

例えば、決算書、それも一つの分析であろうかと思えますし、総務省が行っております決算統計と言われる財政状況に関する決算の統計もその一つかと思えます。

また、ここに貸借対照表、行政コスト計算書、こういったものも、そういった一つの指標になってくる、分析のためのものではないかと思っております。

何か一つを見れば、全てがわかるということではなくて、分析というのは、多角的に行わなければならないと、そのようなことから、従来から見るとさまざまな視点から、その数字というものを分析して行く、その結果、こういったものができているのではないかと思えます。

また、私どもの町の分析をするということは、例えばその他の市町村や都道府県などと比較をするということも必要になってくるのではないかと、そういう中にあるのは、統一的な様式を定めていかなければならないものと思っております。

そのルールに基づいて作った中で、他市町村などと比較をするということをひとつ念頭に置いているものではないかと思えます。

ただ御指摘があったように、北海道の備荒資金組合というものは、全国どこにもあるというのではなくて、非常に限られた地域で行われているということで、そういったものの数値の取り扱いというものが、なかなか全国平均のベースに載っていないと、そういう御指摘があるのかと思えます。

そういった中で、統一様式にはなじまない部分もありますけれども、であればその部分を加味したときに、どうその数字が変わってくるのかとか、そういうものを個別に私どもとしては、分析をしていかなければならないのではないかと考えてございます。そういった中で、まだまだいろいろな方面から多角的に分析する中では、十分でない部分もあろうかと思えます。

そういったことの反省も踏まえながら、今回、新しい仕組みの中で、さらに分析を加えると、そういうことが行われてくるのであろうと思っております。

新しい仕組みの中で、さらに、私どもの町の財政の経営、運営というものがどういうものになっているのかということについて、しっかりと把握をし、分析を加える努力をこれからも行ってまいりたいと思えます。

今後とも、そういった面からいろいろな見識をお持ちかと思えますので、御指導いただきますようお願いを申し上げます。



◇委員長 5番 品田委員。

◇品田委員 御答弁ありがとうございます。

藤田課長の言うとおりに、勘定科目を規定してやってもらうという総務省の考えがあらわになりましたので、楽しみに見せていただければと思っております。

その中で、1番額的に大きいのは、先ほど藤田課長が言っていました、いわゆる交付税算入の返してもらえる額です。それを先ほど、私の聞き間違いでしたでしょうか。33億円、アバウトな数字みたいなことをおっしゃっています。それだけ大きいです。それがここには無い。そういう貸借対照表、まるつきり簿外に出して計算していると、そうじゃなくて、今度はそれを未収金として上げるつもりが国にはあるのか。今まで前財政課長は、僕らは計算しているけども、どうもその額が入っていないのでないかなというふうな答弁、何回かされているわけで、この国は一体、石原新太郎さんの言うとおりに、どんな帳面を付けているんだと、単式簿記でやっているなんて、今さら考えられないと、よく新太郎さんは申しておりました。

事実、東京都は、複式簿記で貸借対照表を全都民に配ると、詳しい内容は、郵送800円で、膨大な決算資料を全都民に郵送しますよと、そういう徹底した公開をしている。

それを総務省が見てとって、私が言ったんじゃないで、実際に求めてきているというのが実態なんだという感じがしている。ですから大変ハードルが高いと私は思います。ギャップがあり過ぎる。早く先進地に追いつかなければ、私は、財政がなくて事業というものは、当然できません。お互いに事業効果、またそして財政効果を求めて進めて行くものだろうと、こんなふうに思っています。

そんなことで、よろしく頑張ってくださいたいし、議会として総務委員会が担当なんだけども、全体として早いうちにそういう説明をしていただければ、予算や決算は、議会で臨むものであり、委員会ではありませんので、早いうちにそういった情報が欲しいというふうな感じで終わらせていただきます。

◇委員長 総務課長。

◇総務課長 財務諸表の関係でございます。

新しい統一基準に基づくものが、来年度から始まるということで、機会がございましたら議会の方にもこういったものであるというようなことで、説明ができればということで考えますので、そのときは、またいろいろと御意見をいただければと思います。

◇委員 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後04時17分)

(再開 午後04時27分)

◇委員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号から認定第8号までの8件の総括質疑を続けます。

質疑ありませんか。

11番 深川委員。

◇深川委員 私は2点についてお伺いをしたいと、このように思います。

27年度の予算執行に当たっては、大変御苦労されて執行されていると評価をするところであります。

しかし、貸借対照表、そういったものを見ると、今後に向けて非常に厳しいものがあるなということは実感するわけでございますが、合併をして10年、これから10年先、高齢化社会が進み、高齢者福祉または児童福祉など、子ども子育て支援、さらに人口減が訪れ、そういったものに対応していかなければならないという厳しいものがあります。

今後に向けて将来負担の考え方、また展望があれば、町長にお聞きをしたいと、このように思います。

もう1点については、補助金の適正化について、外郭団体、外部団体、また事業イベントなどに対して、補助金が出されているわけでございますけれども、そういったものの成果、検証はすべからくするというのは、非常に厳しいものがありますが、先ほど10周年記念については、検証はしないということでありましたけれども、そういったものについては、ある程度分析をしながら、今後に向けてどうして行くか、良かったこと悪かったことを含めて、そういったものをつぶさにしないと進歩性がないと、このように思います。自画自賛では全く進歩性がないのではないかなと、このように思います。

今後に向けて、そういった事業、またイベントに関しても利用者の拡大、入場者の拡大、あるいは来町者の拡大について、広がって行くのではないかと、このように思いますが、その2点についての考え方をお聞きしたいと思います。

◇委員 長 山下町長。

◇町 長 まず1点目でございますけれども、先ほども申しましたように、北海道町村会の政策懇談会というのがございまして、全体の中で、講師をお呼びいたしま

して、お話を聞く機会がありました。前地方創生担当大臣の石破茂氏でございました。その中で、地方創生をうたって、国家のプロジェクトとして進める、その決意というような事の話なども伺いましたけれども、人口減社会に対応することというのは、もう待ったなしの課題であると、そのようにおっしゃっておられました。

とりわけ、その地域の生産力というものが落ちてくるということが大きな課題でもあると、そのように言っておりました。

各地域ごとには、先ほど言いましたように、住み替えと言いましょか、移住をしながら私たちの地域により多く住んでもらいたいと、そういうことを私は申し上げてまいりましたけれども、日本全体で見れば、あそこからこちらに移動したということだけにすぎなくなってしまうわけでございまして、やはり絶対的な人口減に歯止めをかける施策というものが必要だと、当然子育てだとか教育だとかそういう政策を充実させて質の向上を図って行くということも大切でありますけれども、成長させて行く、拡大させて行くということも必要だと、その中であって産業をいかに育成して行くかということも、一つの大きな課題であると、そのようにおっしゃっておられました。

ただ、全く何も無いところに。1970年代位になるのでしょうか、企業誘致というような発想もあったかと思えます。地域に無い製造業を誘致して、そして人口を増やすと、そういう政策がありましたけれども、それだけではこの時代、十分ではないと、さらに時間もかかるということも考えると、今ある地域の産業をさらに魅力アップさせることが必要ではないかと、そのようにもおっしゃっておられました。

私どもの地域で言いますと、一つはやはり農業、さらにこのすばらしい自然環境を生かした観光というものが、可能性のある産業ではないかと思っております。

単に農業で言えば生産をするということだけではなくて、さらに加工を施したり、売り先を考えたり、売り方そのものの価値を高める必要もあるのではないかと。そういったことで、それを新しい仕事に結びつけて行くということを考えながら、町の運営というものをしていかなければならないのではないかなと、私自身は、そのように考えているところでございます。

ぜひ人口減ということに立ち向かうためには、少なくなっていくことは、ある程度予想されますけれども、そこにいかにブレーキをかけるかということと、一人一人が、さらにどのような生産力を持って行くことになるかと、そのことを念頭に置いて、財政の運営というものに当たっていきいたいなど、まちづくりというものに当たっていきいたいなど、そのように考えているところでございます。

もう一つは、先ほど10年の記念事業について取り立ててそれだけをピックアップして、何か報告をするというような検証の仕方は考えていない、評価の仕方を考えていないと申し上げたつもりでございました。

ただ、この場において昨年度の決算について、御審議を賜っておりますこの場がその評価の一つのステップだと、そのように考えているところであります。当然、決算の中でいただくさまざまな御意見、それを次の改善に向けていかなければならないものと思っているところでございます。

また10年の記念事業だけではなくて、例年行われているさまざまなイベント等、またその他各団体が行っていらっしゃるものに対して、町として補助金などで支援しているもの、それらは全てにおいて検証しなければならないものと思っているところでございます。

ただ、私どもの今までの検証の仕方というものにおいて、反省をしなければならない部分が多分にあると私は考えてございます。

先ほどの主要な施策を説明する書類、横にいろいろ書かれておりますけれども、事業内容等、例えば何件の相談件数があった。例えば福祉タクシー券であれば、何人の利用があった。そういうところまでの実績を書かせていただいているということにとどまってしまっているのが現状かと思えます。

本当の意味での分析ということであれば、町の成長にどのように効果があったか。さらに、いろいろな人たちの新しい制度だとかそういうものに、どのような質の向上が図られたのかということをも本来であれば、検証して評価として上げて行かなければならないと思っておりますけれども、今時点では、まだ実績の数値の積み上げということにとどまっております。

そのように理想を掲げますと、非常に分析というものは難しくはなっておりますけれども、そういうところまで本当は考えながら、その次の仕事に、今回のさまざまな事業を振り向けて行くということを心がけていかなければならないのではないかなと、私どもはちょっと簡単に考え過ぎてしまっているのではないかなと、そのような反省がございます。

町としても当然のことでございますけれども、それぞれの補助などを受けている団体においても、そういう意識を持っていただけるようお願いをしながら、より効果的な予算の使い方、補助金の執行の仕方につながるように、これからも丁寧に御説明をさせていただきたいと、そのように考えているところであります。

すっきりと明確に御答弁と言いましょうか、説明ができないわけでありましてけれども、それらの心情についてお分かりいただければありがたいと思っているところでございます。

◇委員長 11番 深川委員。

◇深川委員 非常に、将来展望については、絶対数が決まっておりますので、大空町が増えるかどうか減ってしまうという、そういった可能性は十分に考えられるわ

けで、非常に厳しいものがありますけれども、その中で少しでも努力をしていただければと、このように思います。

また、ちょっと勘違いをしております、記念事業、そういったもので反省をしないということではなくて、いろんな形で意見を聞くということについては、確認をしたところではありますが、また、そういった事業なんかでも見直しとか、そこまで考えなくとも、ちょっとした方向性を変えてみる、また視点を変えてみることによって、もっともっと効果が出る事業、イベントなんかは多々あると思います。

その辺をやはり重視して大空町を少しでもアピールをするという、それともう1点は、私も何度も言いますが、他の市町村には絶対負けないだけの空港という利便性があります。これはやはり第1に売り込みの、やはりメインにしてはどうかと、このように思います。

今後は、町長も苦勞しております一本化になるようでございますので、その辺も含めて、アピールをしてはどうかと思います。いかがでしょうか。

◇委員長 山下町長。

◇町長 今日には決算の御審査をいただいている場でございますけれども、よく私は、新年度予算で担当が、例えばいろんな事業のイベントの内容と言いましょか、補助金でありますとか、町の執行予算について、積算をして予算要求をしてくるときに尋ねるんですけれども、昨年等、前の年と内容的に何をどういうふうに変えるんですかと聞くことがあります。中には、去年はこうやってやりましたけれども、今年は、反省を踏まえてこうやろうと思っておりますと答える職員もおりますけれども、私が先ほど言ったように聞くと、止まってしまって特別、今のところ、まだ考えておりません、とりあえず予算要求をしてこれから考えますという、中にはそういう職員も正直言っております。

しかし、予算を組み立てる上では、この決算の場でいろいろと評価をいただいたり検証いただく、それを私どもとして受けとめて、次に前例踏襲ではなくて、少しでも一つでも二つでも、改善の余地があるものと思いますので、そういったものを取り組んでいかなければならないと思います。

ただ役場の職員の見方だけでは、十分ではないと思います。いろいろな事業を行うに当たって、町民の方々から御意見いただく実行委員会などもございますので、そういった意見もなるべく早くにちょうだいするような機会を持って、次の予算編成というところに臨むようにしてまいりたいと考えているところであります。ともすれば予算だけ先に要求しておいて、それから次年度の内容を考えますというようなことになってきて、反省をいたしているところもありますので、そういうことにならないように進めてまいりたいと思います。

また、空港の関係であります。

北海道管理空港が女満別空港として大空町に所在をしてございます。決して私ども町の持ちものでもございません。しかし、私どもの町の貴重な財産だという考え方は、常日ごろから持たせていただいておりますし、またこのオホーツク地域、東北海道の大きな財産でもあると、そのように考えているところであります。

北海道における7空港の一括民間委託化などにつきましては、平成28年始まりましてから、いろいろな取り組み、行動をして現在に至っている状況でございます。

そんな中で、マスコミの方々や北海道の職員から女満別空港というのは、大空町にとっては何ですかというようなお尋ねがあったときに、私どもの町の生命線ですと、そういうようなお答えをさせていただいたこともあります。

さまざまな、先ほど言った人口減、また地域への人口流入を促す、また観光などで経済的な効果を発揮する、また農産物をいろいろところに、全国各地に運んで行く、そういう全てのことにおいて空港というものは、さまざまな可能性を秘めているものだと、そのように考えているところでございます。

今後も、この女満別空港というものが、私たちの地域に非常に重要になると、そういう視点をしっかりと持って、さらに、大きな可能性につながるように、町としてもさまざまなところから係わりを持たせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

また、今回の民間委託などの状況につきましては、状況が日々刻々と進んでいるところもございますので、議会などにも御説明をさせていただきたいと思っておりますので、今後とも、御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

**◇委員長** 11番、深川委員。

**◇深川委員** 予算の審議でありますけれども、最小の予算で最大の効果が出るよう、空港利用するというのは、ただでございますので、先日、ノーステック財団を視察しましたところ、総務部長さんが、今はもう物を売る時代ではなくて、事を売る、感覚を売る、イメージを売る時代だという話をしていました。

そういったことも含めて、今後を良いまちづくりに奔走していただきますように、質問を終わります。

**◇委員長** 山下町長。

**◇町長** 最小の経費、予算で、最大の効果を上げることが自治の本旨だと、役場に入りましたときに、先輩から教えていただきました。改めて今また、御指摘

もいただきましたけれども、ともすれば少し忘れがちになるときもございます。

今回のこの審議の中でそういう御指摘をいただいたことをしっかりと心にとめまして、これからも町政の運営に当たってまいりたいと思います。

今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

◇委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇委員長 質疑なしと認めます。

これで全ての質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

委員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

（休憩 午後04時45分）

（再開 午後04時51分）

◇委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから採決します。

お諮りします。

採決は、「認定第1号 平成27年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について」から「認定第8号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇委員長 異議なしと認めます。

したがって、採決の方法は、認定第1号から認定第8号までの8件を一括して行うことに決定しました。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇委員長 異議なしと認めます。

したがって、「認定第1号 平成27年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について」から「認定第8号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件は、原案のとおり認定することに決定しました。

ただいま決定しました認定第1号から認定第8号までの審査結果報告については、委員長において報告することにします。

これで本委員会に付託された事件の審査は、全部終了しました。

会議を閉じます。

皆様の御協力によりまして、能率的な審議となりましたことに深く感謝を申し上げます。

これで決算審査特別委員会を閉会いたします。

山下町長から発言があれば許します。

◇委員長 山下町長。

◇町長 平成27年度の大空町各会計の決算について御審査をいただきました。

終了に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。

冒頭、委員長からのご挨拶の中にも、今回の審査が次の予算などに反映されるような審査をして行きたいというお話もございました。

また、審議、質疑の中でも、そういう御指摘をいただいたところでございます。

私は、今日の御意見などをちょうだいしながら、よく役場の中で、PDCAサイクルというものを言っていることを思い出したところであります。Pは、計画・プラン、Dは実行する、Cは確認とか評価・点検というチェック、そしてAは行動という、そういう改善と言うのでしょうか。このサイクルを持って行政というものを進めて行くということが基本にあるということでもあります。

私どもは、総合計画、総合戦略のほか、各種計画をまちづくりの中で策定しております。そういった計画を立てながら、実際に実行するときには、予算を編成し、そしてそれを執行するということを行ってまいります。今回、決算ということでの分析・点検・評価をいただいたわけでありましてけれども、これはチェックに当たるものではないかと思っております。

先ほども言いました、いろいろなところから評価をするためには、分析をしなければならぬと。しかし、先ほど言ったように私どもの評価・点検、決算の内容というものは、実績というものでしか、今のところ評価をしていないのではないかと、そのような反省がございます。

一体、どれほどの方が御利用いただいたら、それは町の成長につながっているのだろうか、どれだけ件数があれば、成熟社会の質の向上につながっているのだろうか、そういうところを本来であれば、分析していかなければならないのではないかと、そのように反省をいたしてございます。大変難しい作業でありますけれども、そういったことを心にとめながら分析に当たる。そしてそれを次の改善へということにつなげていかなければならないと、改めて今日の御質疑の中で感じたところでございます。

ただ、私どもの力だけでは、そういったところには、なかなか到達できないもの



と思います。今後も、議員皆様の御指摘、さらには町民の方々の御指導をいただきながら、その改善作業というものに当たってまいりたいと思っております。そんな中で、次の新しい大空町のまちづくりに臨む決意を新たにしたところでございますので、今後ともを御指導いただきますように改めてお願いを申し上げます。

大変お疲れの中、御審査、質疑等をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、お礼とさせていただきます。ありがとうございました。

**◇委員長** 大変お疲れさまでした。

終了します。

**(閉会 午後04時56分)**